◎議 事 日 程(第4号)

平成21年6月12日(金曜日)午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員(29名)

1番	大	島	<u> </u>		君	2番	前	田	芙美子		君
3番	鷲	野	聰	明	君	5番	日	永	貴	章	君
6番	吉	Ш	三濱	丰子	君	7番	榎	本	雅	夫	君
8番	岩	間	泰	彦	君	9番	田	中	秀	彦	君
10番	村	上	守	国	君	11番	真	野	和	久	君
12番	鬼	頭	勝	治	君	13番	八	木		_	君
14番	近	藤	健	_	君	15番	小	沢	照	子	君
16番	後	藤	和	巳	君	17番	堀	田		清	君
18番	加	藤	和	之	君	19番	古	江	寛	昭	君
20番	大	島		功	君	21番	大	宮	吉	満	君
22番	永	井	千	年	君	23番	黒	田	国	昭	君
24番	中	村	文	子	君	25番	加	藤	敏	彦	君
26番	加	賀		博	君	27番	宮	本	和	子	君
28番	佐	藤		勇	君	29番	太	田	芳	郎	君
30番	柴	田	義	継	君						

◎欠 席 議 員(1名)

4番 三輪 久之 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市	長	八	木	忠	男	君	畐		#	j	長	Щ	田	信	行	君
教 育	長	五富	剢	清	彦	君	숲	? 言	十 管	理	者	伊	藤	忠	俊	君
総 務 部	長	水	谷	洋	治	君	ſ	È	画	部	長	石	原		光	君
収納担当部	『長	水	谷		正	君	孝	女	育	部	長	藤	松	岳	文	君
経済建設部	『長	篠	田	義	房	君	Ь	:下	水	道部	長	飯	田	十志	:博	君
市民生活部	『長	加	藤	久	夫	君	福	豆豆	祉	部	長	加	賀	和	彦	君
消防	長	水	野	仁	司	君	移	Ź	務	課	長	永	田	和	美	君
学校給食調	長	小	澤	直	樹	君	٦	マ フ	火 違	自課	長	伊	藤	稔	秋	君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服 部 秀 三

議事課長伊藤浩幹

書 記 田尾武広

午前10時00分 開議

〇議長(加賀 博君)

定刻になりました。

4番・三輪久之議員は欠席届が出ておりますので、報告させていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

◎日程第1・一般質問

〇議長(加賀 博君)

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

通告順位8番の27番・宮本和子議員の質問を許可いたします。

〇27番(宮本和子君)

2点についてお尋ねをいたします。

大項目の1点目ですが、「人々が和み、心豊かに暮らすまち」実施に向けてですが、その1 点目、子供の医療費拡大についてまずお尋ねをいたします。

八木市長は、2期目を目指して融和から発展へとこれからの4年間のかじ取りをされますが、ローカルマニフェストで、1番に安心できる福祉、健康なまちづくりを掲げています。妊産婦健康診査の公費負担回数を14回に拡大することについては、この6月議会で提案されております子供の医療費無料化については昨日も質問がありましたが、今後、通院を中学校卒業まで拡大することについては、どのような計画で進められる予定ですか。また、中学校3年生まで、卒業まで拡大するとどのくらいの費用が必要になってくるのでしょうか。積算根拠も、ぜひ示してお願いいたしたいと思います。

2点目、JR永和駅前の整備についてですが、JR永和駅前の整備に着手し、都市計画マスタープランに基づいて、近鉄富吉駅との連携を持った開発、通勤・通学の利便を図る市街地づくりを目指しますとなっていますが、1期目の4年間では永和駅の交通量や利用者の調査を行われました。今回、6月議会では、早速自転車置き場の整備をするということですが、その後、永和駅前整備をどのように行う予定なのかをお聞かせ願いたいと思います。

3点目ですが、市民の集いの憩いとなるよう、美しい環境づくりとして親水公園の整備をすると公約に掲げておられますが、佐屋地区住民は親水公園の東側の子供の遊び場、ジャブジャブ池やデイキャンプ場、郷土の森など、親子で思い切り水遊びができ、水に親しめる緑の多い親水公園の建設を早急に進めてほしいと願っています。いつまでに完了する計画なのか、お聞かせください。

4点目ですが、人々が和み、心豊かに暮らすまちにふさわしい施設として、ことし3月で閉鎖されました永和荘を何らかの形で市として利用することができないのか、散歩がてらこの施設の前を通るたびに感じます。先日もグラウンドゴルフをしている方から、せめてグラウンド

ゴルフだけでも利用できるようにしてほしい、芝生コースはここの永和荘にしかないので、今まで本当に楽しみに来ていたけれども、何とかグラウンドゴルフができるようにならないのかという声も寄せられましたが、こんな声にこたえることはできないのか。また、今、県としてこの永和荘の施設をどのようにしようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

大項目の2点目ですが、愛西市の地球温暖化防止対策と環境基本計画についてお尋ねをいた します。

5月31日に、津島愛西母親大会が佐織公民館で、津島市環境市民委員の方お2人をお招きしまして、「台所から地球を救う、家計が助かるエコライフ」と題して行われました。今、私たちの身近でも昔みたいに雪が降らない、桜の開花が早くなっている、暑いと思ったら急に冷え込んだりして温暖の差が激しくなっているなど、地球の温暖化が進んでいることを感じることがたくさんあります。 CO_2 排出量増加が京都議定書を基準として、商業・サービス・事業所などの業務その他部門が43.8%増加し、2位として家庭部門で41.2%もふえているということです。家庭での CO_2 削減が今求めらております。

まず1点目ですが、まず私たちができる、家計も助かる、家庭でできる温暖化防止対策、エコチャレンジシートをつけることなどを教えていただきましたが、愛西市として家庭でできるエコライフの推進と周知についてどのように行われているのかをお尋ねいたします。

2点目ですが、愛西市では佐屋地区で早くから住宅太陽光システム設置整備事業が行われていますが、利用状況と、国も含めた補助制度の内容についてお聞かせください。

3点目ですが、地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策推進法に基づき、知事の委嘱により地球温暖化防止活動を支援し助言を行う人たちですが、県下では13市1村で159人が養成されて、各地域で活動されています。近隣では、稲沢市で4名、津島市・美和町で2名、七宝町・甚目寺で1名、飛島村で1名いますが、愛西市には地球温暖化防止活動推進員がいませんが、地球温暖化防止活動の推進役として市内で活躍していただけるように、今後養成してはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

4点目ですが、津島市・蟹江町で菜の花プロジェクトの活動として、廃油を回収してディーゼルエンジン燃料として利用する取り組みが行われていますが、以前、永井議員が同様な質問を行いましたが、菜の花プロジェクトの取り組みについての検討をされましたでしょうか、お尋ねいたします。

5点目ですが、市長はレジ袋の有料化を公約されていますが、具体的にはどのように進めている予定なのか。一方的な市のレジ袋の有料化だけでは、市民の納得は得られないと考えますが、見解をお聞かせください。

そして 6 点目ですが、津島市では全員公募で環境基本計画を平成 18 年度に策定しましたが、愛西市の環境を守っていくためにも、地球温暖化に向けての市としての CO_2 削減目標値などを定め、市民のための市民がつくる環境基本計画を策定してはどうかと考えますが、その点についてもお尋ねいたします。

以上で、あとは自席についてお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

それでは、まず私の方から子供医療費の関係についてお答えをさせていただきます。

子供医療費につきましては先日もお答えをさせていただいておりますが、今、小学校3年生までを6年生までにということで来年度から予定をさせていただいておりますが、中学校までということの御意見もいただきましたが、これにつきましては財政状況等もございますので、今後よく検討をさせていただきたいと思います。

あと影響額でございますが、影響額につきましては、20年度ベースでございますけれども、小学校1年生から小学校3年生までの方で、1人当たり年間約2万9,000円が対象になりまして、これを6年生まで延ばしますと、きのうも申し上げましたが約6,400万、中学校3年生までですと1億2,500万ほどというふうに試算をしております。

〇27番(宮本和子君)

積算根拠を。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

1人当たり2万9,000円ということでございますので、今の児童・生徒数が小学校6年生までですと2,200人、中学校3年生までですと4,300人ということでこのような金額になりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

それでは、私の方からはJR永和駅前の整備の関係で御答弁をさせていただきたいと思います。

議員、先ほどの一般質問趣旨の中でも述べておられるとおりでございまして、平成18年度におきまして永和駅周辺の現況調査を行いました。この調査業務を委託した経緯につきましては、津島市さんの方から北側の駅の周辺整備の話がございまして、一緒に進めたいという要請がありました。ついては、愛西市側の方の協力をお願いしていただきたいというお話から出たものでございます。しかしながら、いろいろ打ち合わせをやっておりますけれども、そうした中で津島市さんの方がかなり消極的になられまして、積極的に事業に取り組んでいこうというような前向きなお話がございません。愛西市といたしましては、南側の整備として今議会6月補正予算で駐輪場の整備をお願いいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、親水公園の関係でお尋ねでございますが、これにつきましては平成17年度に西ゾーンにつきましては事業が完了しております。したがいまして、西ゾーン自体も供用開始をいたしております。ただ、この公園はスポーツ・レクリエーションなどの市内外の住民の交流の拠点の場になるということで、大きな役割を果たしていると思っております。ただ、東ゾーンにつきましては、先般議員の御質問にもお答えをしているとおりでございまして、当面は駐車場ということで、平成19年度から公園の外周整備に着手をいたしておりまして、これについては平成22年度に完了する形にしたいなあという予定を持っております。よろしくお願いします。

〇福祉部長 (加賀和彦君)

それでは、私の方からは永和荘の関係をお答えしたいと思います。

永和荘、県としてこの施設をどうしようとしているのかということでございますが、以前に もお答えをさせていただきましたように、県としては建物を取り壊して更地にして土地を売却 するという方向には変わりはないということでした。今年度につきましては取り壊しの予算が つかなかったものですから、現在は警備会社に委託して管理をしているということでございま す。

もう1点、グラウンドゴルフでもせめて使えないかということでございますが、私の方にも そういった声は寄せられておりまして、県の方に今確認をいたしましたが、県といたしまして は愛西市さんの方で管理をしていただくのであれば、その中でどういうふうに使っていただい ても構いませんよというような返事はいただいております。ただ、あそこを管理しようとしま すと、例えば芝刈りにつきましても、ちょっとシルバーと相談をしたわけですけれども、やは りあれだけの面積がありますので、ほぼ2人から3人までの人が毎日入らないと維持管理は難 しいのではないかと。そういった経費がかかるということでございます。御承知のようにあそ こは面積が広いですし、舗装なんかも古くて割れているところもありまして、そういうところ からも草が生えてきておりますし、植栽もかなり多いものですから、そういった維持管理をす べてやっていく中でということであれば、経費の面からちょっと難しいのではないかなと。グ ラウンドゴルフ、過去にどのぐらい利用されてみえるかということを聞いてみたわけですけれ ども、協会の方で年に2回大会を持たれているということと、それから各クラブ、愛西佐屋会 ですとか佐織クラブ、永和台の団地、富吉の団地の方々が年に二、三回使ってみえるというこ とで、延べにいたしまして約2日間なんですよね。そういったこともございまして、維持に見 合うだけの利用がないのではないかということで、現在としてはお断りをしている状況でござ います。よろしくお願いいたします。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

それでは続きまして、地球温暖化防止対策ということでお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の津島市でやってみえますエコチャレシート、こういうエコライフについての周知ということでございますが、これにつきましては、愛西市におきましては県からのパンフレット、リーフレット、それから前にもお話をさせていただきましたが、県から少し来ておりますが、エコチャレ手帳、こういうものをカウンター等に置きまして、広報、PRを行っているところでございます。また、広報等で機会があればそういうものについても周知をさせていただいております。

それから、2番目の太陽光住宅システムの関係でございますが、これにつきましての実績ということで、平成18年度が36件、平成19年度が26件、平成20年度が35件、平成21年度が5月末で22件ということでございますが、今かなりの申し込みがございまして、30件の予算をいただいておりますが、残りがあと二、三件という状況になってきておりまして、今年度におきましてはかなりPR、ほかの国の方の補助もありますので、そんな関係でふえてきていると思います。補助の関係ですが、愛西市におきましては1キロワット5万円、4キロワットまででございますので20万ということでございます。あと国の方の関係ですが、社団法人太陽光発電協会

の補助が1キロワット7万円、これは10キロワットまででございますが、このようなことで受け付けを行っております。

3点目の地球温暖化防止推進員でございますが、この関係につきましては、先ほど議員が言われましたように県下で159名が委嘱をされております。この推進員さんにつきましては、愛知県が募集をいたしまして、平成20年の12月に募集がありまして、21年2月から3年間の委嘱ということで、郡内で先ほど言われましたように7名の方が委嘱をされております。主な業務といたしましては、地球温暖化問題の住民への啓発とか、防止活動に関する情報の提供、こんなようなことを行っておられます。

4点目の菜の花プロジェクトでございますが、これにつきましては津島市さんが今行っておられますが、市内4ヵ所のショッピングセンターのリサイクルステーションで家庭から出る廃食用油を回収してみえますが、これにつきましてお聞きするところによしますと、津島市単独では回収量が満たないというような状況の中で、海部管内の環境組合を通じまして、ほかの市町村にもそのような協力をしていただける方があれば持ってきてほしいというような依頼を受けております。といいますのは、近年、家庭でてんぷらをされる方というのはかなり少なくなってきているというような状況にあると思っておりますので、これは単独で愛西市が行うというのも非常に難しい。また、回収の方法につきましても純粋な廃食用油しかできませんので、ほかの油がまじった場合にはすべてごみとなりますので、そのようなことも十分今後検討をさせていただきたいと思っております。

レジ袋の関係でございますが、これにつきましては先回のときもお答えをさせていただいておりますが、商工会さんの方と協力をいただきまして今進めている状況でございます。お話し合いを持ちまして、業者の方、今8店舗ですか、協力をしてもいいというお返事をいただいておりますので、今後よく詰めまして、できるところから協定を結ばせていただきまして進めたいと。できれば10月から進めたいということで、これについてのPRにつきましても協力店の方にステッカーなりのぼりなりを立てて、ここではこういうことをやりますというPRをさせていただきたいと、このように考えております。

あとは環境基本計画でございますが、これの策定をということでいただいておりますが、この環境基本計画の策定状況、こんなことを言って申しわけございませんが、県内で約50%弱、海部地区におきましては津島市さんが策定してみえるだけでありまして、なかなか策定する上でもいろんな問題がございます。環境課だけではできません。すべての課を取り込んだ中でつくっていかなくてはならないと考えておりますので、今後慎重に検討をさせていただきたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

〇27番(宮本和子君)

では、子供の医療費の方から質問をいたします。

今、積算根拠で、中学校まで1億2,500万円ということで、4,300人が対象になるということですけれども、県内でも子供の医療費無料化の通院を中学校まで拡大をしている市町村は、21市町村で34.4%にもなっております。来年度は、また、名古屋市も中学校卒業まで拡大いたし

ますし、そういった意味では、子供の医療費では21年度では20年度比で6,230万円の減の予算が計上されておりますが、やはり年齢が順番に上がっていきますと思ったほど医療費がかからないと思いますし、今、積算されました1人につき2万9,000円ですか、こういった費用はかからないと思いますので、そういう点では弥富市などはやっておりますので、そういったことを参考にしながら、やはり中学校卒業まで拡大をぜひしていただきたいと思いますので、財政的にはどのくらいかかるかも含めてきちっと検討をしていただいて、とりあえず来年の4月に6年生まで拡大されるということは、お母さん方にとっても子供の命と健康を守る上では大変喜ばれることですけれども、せっかくそこまで拡大したなら、もうそんな中学校卒業まではそんなにかからない費用だと思いますので、そういう点ではぜひ中学校まで拡大に向けて計画を持ってやっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

確かに中学校拡大すれば本当にいいことだとは思っておりますが、財政的なこともございます。また、郡内におきましても、先ほど言われましたが弥富市、飛島村だけという状況でございます。小学校卒業まで、6年生までというのは、かなり拡大したというふうに思っております。今後、財政状況等を見ましてよく検討させていただきたい、このように思っております。

〇27番(宮本和子君)

ぜひ、そういった意味で検討していただいて、市長のローカルマニフェストでは、これで来年にはもう実現しちゃうわけですから、まだまだあとこれから市長としてやっていただけるわけですから、そういう点では、今後、中学校卒業まで、ぜひ市長にもお願いしたいと思います。それから永和駅整備の方ですけれども、踏切のあそこの場合は渋滞を何とかしてほしいという声が一番あの地域、永和地域全体ですけれども、やはりちょっとした時間帯で随分行きも帰りも渋滞をしているということで、私が議員になるころから、本当に15年以上のそういった経過で住民の要求ともなっているわけで、そうした意味では、永和駅の北側に改札口をつけるなどして踏切の渋滞を解消していただきたいという声があるわけですが、永和地区のあの道路は、1号線に抜けるにはあの道路1本しかないということでは、通勤・通学の生活道路として今切実な要望となっているわけでございますので、そういった意味では永和駅の北側の改札口を早急に開設をして、渋滞を緩和できるような形にぜひしていただきたいと考えますが、そういった関係については、市としてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

議員のおっしゃることは、旧佐屋町時代からそういった踏切の渋滞緩和ということについて話があることはお聞きをいたしております。私どもも2市1町と打ち合わせというか、勉強会をやっているだけじゃなくて、当然、JRの方とも交渉を持っておりますが、JRさんの方が北側の改札口についてはそういった考えは持っていないということをおっしゃってみえますので、それについていわゆる北側に改札口を設けるということは難しいというふうに思っております。

〇27番(宮本和子君)

それでは、どういった形で渋滞の解消を図っていきたいと考えておられるんでしょうか、ほかの方法が何かあったら教えていただきたいと思います。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

これといった、いわゆるよい策が現在のところ見つかっておりません。いろんなケースがあろうかと思いますけれども、金額的に幾らかけてもいいという話にもなりませんので、緩和をするにはどうしたらいいかというのを今勉強中なんですが、議員の方でも何かいい知恵があればお授けいただければと思いますので、よろしくお願いします。

〇27番(宮本和子君)

津島市や蟹江町や愛西市も含めて、永和駅の前の整備を考えておられるので、私は渋滞の解消をするということが優先順位だと思いますので、そういったことでぜひ話し合いを設けて、 これからもぜひ引き続きお願いしたいと思います。

それから親水公園ですけれども、先日、議員の皆さんの手元に佐屋町時代の親水公園の鳥瞰 図と、それから平面図をちょっとお配りしてありますけれど、こういう基本計画ですけど、こ ういったものが佐屋町時代からできているわけで、平面図を見ますと、もうほとんど道路を挟 んだ西側はできているけれども、東側が今なかなか建設をされないということで、東側は本当 に近くの住民の方や親子さんとか子供連れの皆さんが随分待ち焦がれているわけですね、この 建設については。芝生広場やジャブジャブ池、ここで子供たちが水遊びができるような場所と いうことで、それから築山をつくって、シンボルタワーを建てて、そしてその下にあずまやを つくり、そしてローラースケートや、また駐車場が70台ということと、それから子供の遊び場。 なかなか緑の多い水に親しめる、そういった公園が今までなかったということで、この計画が できたときには私たちは本当に楽しみにして、住民の皆さんもこういう計画がきちっと広報に 載って、皆さんにお知らせをしているわけですから、そういう点ではこの東側の公園の整備と いうのは本当に待ち焦がれている整備なんです。今のところ、体育館の駐車場にほとんど使わ れているという状態ではなかなか整備が進まないということで、実際には親水公園という名に やっぱりふさわしい施設になっていないということなんですよね、今の状態では。やはり親水 公園という名前をつけたのは、子供たちが水と親しんで遊べる場所を提供するということがこ の施設の目的だったんですよね。だから、東側の整備を早く進めるということは住民の要望に こたえることでありますし、市長が人々が和み、心豊かに暮らすまちにしたいという、住民と 市長の気持ちがぴったりとくる施設ではないかというふうに私は思いますので、そういう点で はぜひ早急に親水公園の東側の計画を進めていただきたいと考えますが、市長の見解をお聞か せ願いたいと思います。

〇市長 (八木忠男君)

親水公園東側、今の状況を見ていただきましても、大きな行事など計画をしますと、半分以上の南側は駐車場というような現実もあるわけでありまして、今の段階では外周整備、そしてまず駐車場でこっちをということを考えているわけであります。将来にわたっていろんなことが考えられるわけでありますけれども、現段階は駐車場が計画でありますと全く小さいという

ことで、現実は駐車場が半分以上使われているのが現実でありますので、そうしたことを踏ま えて考えていきたいと思っております。

〇27番(宮本和子君)

私、あそこは通勤コースでしょっちゅう通るんですけど、駐車場にまるっと使っているのは 毎日じゃありませんよね。本当に土曜日とか日曜日とか大会のあるときですから、どれだけそ の日があるのか一遍調査して、それでどうしてもということになれば周辺で確保することも幾 らでもできるんですよね。やはりせっかくの公園計画ですよ、それを駐車場で濁すなんていう ことは、やっぱり住民として許されることではありません。東側、本当にあそこのコース、私 たちは体育館よりも東側を先に整備していただければお金もそんなにかからないということで、 体育館の建設なんかも反対してきたんですけれども、住民は本当に近くに親子で、自転車など で車を使わずにも公園に遊びに行けるコースですので、あそこの地域は、西側からも東側も団 地がありますので、そういった意味では気楽にお金も使わずに遊べる地域で、水に親しんでチ ャプチャプと遊べると。本当に子供が水と親しむというのは本当にないんですよね。そういっ た意味では、早急にそういった計画を進めるということが市長が言われる人々の和みと、何度 も言いますけれど、そういった空間になるんですよね。だから駐車場ではそういうことが一切 なくなってしまうわけですよね。一部の人が使われるだけですよね、実際には。公園ですと、 高齢者もあそこら辺でしたら両方から自転車やウォーキングしながらゆっくりと木陰で休んで できるし、お孫さんを連れてくるということもできるんですよね。そういった空間がまるっと 駐車場のままで、その分お茶を濁すということは許されることではないので、本当にそういっ た意味では、ここの整備はほかのところよりも先に手をつけることが大事だというふうに考え ておりますので、そういった意味で、ぜひ私はお願いしたいと考えます。

それから永和荘の問題ですが、愛西市がある一定の草を取ったりすれば利用ができるということですけれども、せっかくそう言っていただけるので、植えてある木までやろうとすると大変ですけど、グラウンドゴルフができるようにするだけならそんなにかからない、植栽までやろうとすると大変ですけれども、そういった意味で、あそこが使えるということになれば、私で聞いて月に1度ずつ使われていた方もあります。今までは永和荘に休憩所として、お金を出さなければ使えないのが、無料でできるということになれば、たくさんの人が、あそこは芝生コースはあまりありませんので、使っていただけると思いますので、そういう点ではぜひそんなにお金をかけずにやれる方法も考えていただいて、せっかく県の方が使ってください、使ってもよろしいと言っているので、やはりそれは使えるようにしていただけるようにお願いしたいと思いますが、その点をお願いします。どうしたら使っていただけるようにするのかということです。

〇福祉部長 (加賀和彦君)

一番初めに話があったときに、グラウンドゴルフの方々は自分たちで管理をするから何とか 県とつなぎをとってもらえんかということでしたものですから、私どもとしては県へ話をして、 そういうことであれば市が管理するという名目にして地元さんで使っていただいてもという返 事だったんです。そういうことをお伝えをいたしましたところ、やっぱり自分たちは年をとっているのでそんなことはできないというお話で、結局やっていただくのはシルバーさんか、一般に建設会社に頼むと相当高額になりますので、結局皆さんの仲間の方々がやっていただくことになるわけなんですよね。シルバーさんにもお話をしましたら、やはりあれだけの面積でありますので、ほとんど毎日刈るだけではなくて、刈った芝生をどこかに処理をしなくては、今ですと八穂の清掃工場とかそういうところへ持っていかないかんですよね。集めて、それを持っていってという作業も含めますと、やはりほとんど毎日そこへ2人から3人詰めなければいけないと。それも期間にしては、1月、2月はいいと思いますけれども、12月でもある程度管理をしなくてはいけませんし、春先、3月になればあれですので、10ヵ月間ぐらいをそういうことになりますので、相当金額的にもかかるわけです。芝刈り機ですとか運搬用の車ですとか、そういうこともかかりますし、それからやるところだけでいいというお話ですけど、そんなわけにはいかんと思うんですよね。草があちこち生えているのに、そこだけでいいというわけにはいかん。やはり市が管理するとなると、そういうわけにもいきませんので、費用対効果といいますか、そういうこともあってお断りをさせていただいた経緯でございますので、よろしくお願いいたします。

〇27番(宮本和子君)

もう一度グラウンドゴルフの協会の方や周辺の方たちにもよく御相談して、要望があるとい うことでしたら、使えるようにぜひしていただきたいと思います。

では、大項目の愛西市の地球温暖化防止対策と環境基本計画の方に移ります。

10日ですか、麻生首相が日本の温暖化効果ガス排出量削減の2020年までの中期目標ということで、2005年比で15%減に設定するという方向を打ち出しました。国際的な京都議定書の1990年を基準にすれば、6%をわずか2%に上積みした8%だけにするという内容のものになってしまいまして、これでは国際的な批判は免れないのではないかと思います。国連などの専門家からは、中期目標として先進国全体では25から40%削減することが今求められているわけでございます。しかし、温暖化は待ってくれませんので、温暖化を食いとめるには、やはり市町村にも温室効果ガスや \mathbf{CO}_2 削減を余儀なくされるということになりますし、今後市としても \mathbf{CO}_2 削減目標値を定めて、 \mathbf{CO}_2 削減のための施策を求められることになりますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

そして、今、市民の積極的なエコライフで周知などはしているというお話でしたが、私もちょうど去年の11月3日にそういったパンフレットをいただいてきましたが、いざとなると具体的にどうやっていいのかがわからないという状態でありますので、ぜひ出前講座の中に、家庭でできるエコライフというようなことで出前講座を行う必要があると考えますが、その見解をお聞かせ願いたいと思います。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

今言われましたとおりでございまして、最近、特にこのエコライフ、環境に関することをい ろいろ報道もされておりますし、また、各テレビ何かを見ておりますと、そういう優しい商品、 住宅、いろんなもので宣伝を今されております。

これを減らすのは本当に難しい、実際に今の生活スタイル、皆さん方、本当に昔に比べて便利になった生活スタイルにもうなれちゃっておりますので、それを今急にこうだというと、なかなか難しいところがございます。興味のある方につきましては率先してやっていただいておりますので、それをなお促すために、市の方におきましても、PR、そういうものを行っていきたいと、このように考えております。先ほど言われました出前講座につきましても、こういう要請があれば当然そういうところへ出て行って、説明なりお話をさせていただくというのはやぶさかでございませんので、要望等ございましたら、うちの方から出前講座を出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇27番(宮本和子君)

ちょっと今答弁が漏れておりますが、 CO_2 削減に向けての目標値を定めてということはいかがでしょうか。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

目標値でございますが、国の方でマイナス15%ということで目標値を定めております。こういうものにつきましては、また県の方なり各自治体の方へ目標に沿うような格好でやれということが来ると思います。国・県の施策に沿った方向で進めてまいりたいと、このように思っております。

〇27番(宮本和子君)

今、 CO_2 削減のための対策として、 CO_2 削減のための目標値をやっぱりきちっと定めて、 具体的に施策を計画するということが必要だと思っております。出前講座、要請があればとい うことですが、ぜひ行っていただきたいと思います。

今、愛西市として、太陽光発電については、国の方もこれから20倍にふやすといって、購入 支援とか補助などもどんどん普及させるというふうで、先ほど報告がありましたように、こと しも30のうち20件ほど、もう申し込みがきているということで、相当関心を持っておられるわ けですが、今、愛西市では1キロワット5万円というふうになっていますけど、県下では多い ところでは10万、9万、8万円という形で補助をしている市町村もありますので、そういった 意味では、今後こうした市独自の補助金も拡大する必要があるかと思いますが、その点での見 解をお聞かせ願いたいと思います。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

補助金の関係でございますが、今年度につきまして、先ほど申し上げましたように、今現在の受け付けではかなりの件数がいっております。今後眺めなくてはいけないとは思っておりますが、問い合わせ等が多ければ、また補正でお願いする予定をさせていただいております。

補助金の額でございますが、これにつきましては国の方、当初の補助よりかなり下がってきておりまして、それに沿って愛西市におきましてもだんだんと下げさせていただいております。これは、このようなことで多くの方に申し込みをいただくためには浅く広くといいますか、多くの方に御利用をしていただきたいというような考えを持っておりまして、県下におきまして

も1キロワット5万円ですと低いというふうには思っておりませんので、今の状態でいきたいと、このように考えております。

〇27番(宮本和子君)

そういう点では、国の補助制度がきちっと確立すれば、もっと市独自でも補助率を上げるということはできると思いますので、国の動きと合わせて、今後も補助率を上げていただくという形でぜひお願いしたいと思います。

私は今回の津島愛西母親大会で津島市の環境市民委員の方が熱心に環境問題に取り組んでおられ、発表をしている姿を見るにつけ、市民の環境委員とか、また地球温暖化防止活動推進員などの環境のエキスパートを育成するということは、本当に大切なことだなあということをつくづく感じました。津島市では、今回全員公募で環境市民委員をホームページで募集して、名古屋市からも市民委員になっておられる方もおりますし、環境市民委員による環境基本計画を作成したということです。津島市では地球温暖化防止活動推進員を、今は2名ですが、10名ぐらいにふやしたいということで、今、お願いをしているということですので、市民環境委員、また地球温暖化防止活動推進員などの環境のエキスパートを育成するということがまず大切だと思いますが、その点で見解をお聞かせ願いたいと思います。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

確かに、津島市さんは市民委員の方に民間の方が入られて、このように活動されているわけ でございますが、残念なことに我が愛西市におきましてはまだまだ市民の方の関心が薄いとい うか、そういう団体をつくっていただくという過程までまだ至っておりません。こういう中で、 今後興味のある方、今ふえてきておりますので、そういう方がもしあれば募集して、そういう ものをつくっていただいて、市としてもそれに乗っかっていくといいますか、協力をさせてい ただいて進めていきたいと、このように思っております。

〇27番(宮本和子君)

地球温暖化防止活動推進員というのは個人ですので、個人で関心があればこういうのがあるのでぜひ参加してみてはどうかとか、市として養成をするからぜひ参加してくださいという形で、個人でまずはやっていただくということでここはやっておりますので、159人の方は団体というよりも個人でやっておられることが結構多いわけですから、個人でそういう関心のある方は、こういったことがあるのでぜひ参加して、なってほしいということでしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

これは先ほど申し上げましたように、県の方が委嘱をするということでございますので、当然これは公募になってくると思います。公募するようなあれがあれば、当然そういうものも市民の方にお知らせして、こういう制度がありますのでどしどし応募してくださいというPR、そういうお知らせをするのはやぶさかでないと思っておりますので、よろしくお願いします。

〇27番(宮本和子君)

もう1点の環境基本計画は、津島市、この近辺ではそうだというんですが、これからはどん

どんこの温暖化に向けての国の動き、または県の動きも相当進んでくると思いますので、そういう点ではぜひ環境のエキスパートを育成して、そして市民による環境基本計画というのを作成する一歩をぜひ踏み出していただきたいと考えますが、その点はいかがでしょうか。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

確かに言われるとおりでありますが、この環境基本計画につきましては、今、環境の分野を 超えましていろんな方面、まちづくりや産業振興、それぞれの分野の連携が必要と思っており ますので、その点もあわせまして慎重に検討させていただきたいと思っております。

〇27番(宮本和子君)

それから津島愛西母親大会は、昨年、日本母親大会が愛知県で行われて、その機会にと、昨 年津島市と愛西市で母親大会を開催しました。20年前から津島市は毎年行われて、津島市と教 育委員会とも後援を受けて開催されてきました。また、旧佐織町では20年前に8回ほど旧平和 町と母親大会を開催し、元町長が来賓として参加していただいたり、メッセージを寄せていた だいたり、また職員の方を講師に招いて行ったりということを今までやってきたということで す。ところが、昨年の愛西市として日本母親大会、全国で一つに集まってくるわけですが、日 本母親大会、そして県の母親大会には愛西市としても後援をして市長のメッセージもいただき ましたが、地元で行う津島愛西母親大会には後援はしていただけませんでした。本年度は佐織 公民館で行うということで、後援申請書を提出いたしましたが、市長は事業の趣旨、開催内容 が市施策の運営方針に合致するかどうか不明瞭という内容で後援をされませんでした。申請し ても不許可というところが愛西母親大会ともう1件あるんですけれども、こういった後援に関 してですが、基準があるのか、後援に対する要綱があるのか。教育委員会ではそういった要綱 をいただきましたし、教育委員会で4月27日に意見陳述もさせていただきました。そして、担 当者にも資料を今回お渡しして、ぜひ御参加くださいということでお願いし、終わってからも そこで行われた資料は担当の方にはお渡しをしたわけですが、愛西市にこうした後援に関する 要綱があるのかどうかということでまずお尋ねしたいと思います。

〇総務部長(水谷洋治君)

今、市としての後援の要綱というか決まりというか、そういうお尋ねだと思いますけれど、 愛西市といたしましてはそのような要綱的なものは現在のところ持ち合わせておりません。今 現在は、申請をいただきました書類等を十分吟味した中で判断をして進めさせていただいてお るところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〇27番(宮本和子君)

そういう点では、今後、市としても後援に対する要綱をきちっとつくって、やっぱり不公平 のない形で後援する場合のルールをぜひつくっていただきたいと思うんですが、その点の見解 はいかがでしょうか。

〇総務部長(水谷洋治君)

今、議員が「不公平」というような言葉も申されたわけでございますけれど、私どもといた しましては先ほども申し上げましたように、申請書類等を見させていただいた中での判断でご ざいまして、見解的な相違もあろうかとは思います。しかしながら、同じ市の中で教育委員会は別組織ではございますけれども、一体性をとった方がいいという面も考慮しますと、当然これについてはよく検討をし、前向きに考えてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

〇27番(宮本和子君)

では、ぜひ要綱をまずつくっていただいて、それに沿って行うということで、今後も後援の ルールをぜひつくっていただきたいと思います。

今回、環境の問題を質問いたしましたが、総合計画では基本施策の中で「自然と共生し、住みやすい環境をつくる」の中に、実現のための方策としまして、第1に「地球温暖化防止意欲の高揚と対策の推進を掲げて」とあります。まず、市民環境委員、地球温暖化防止活動推進員などの環境のエキスパートを育成し、 CO_2 削減の目標値を定めて、市民の手による環境基本計画をぜひ作成していただきたいと、そのための一歩をぜひ踏み出していただきたいと考えますが、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

〇市長 (八木忠男君)

担当の方から答弁をさせていただきました内容でもって、担当もよく勉強をして進めたいということであります。環境については、まさに世界じゅうで問われていることでありますので、前向きに検討してまいりたいと思っております。

〇議長(加賀 博君)

これで27番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時10分でお願いいたします。

午前10時58分 休憩 午前11時10分 再開

〇議長(加賀 博君)

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位9番の22番・永井千年議員の質問を許可いたします。

〇22番(永井千年君)

おはようございます。

きょうは、3点について質問させていただきます。

最初の問題は、農地の無断転用による産業廃棄物の違法な保管の根絶に具体的行動をについて質問いたします。

農地の無断転用による産業廃棄物の違法な保管、汚染の問題は、05年度以来、一般質問で毎年のように取り上げてまいりました。違反転用件数は農地パトロールの活動もあり、05年度初めに55件あったものが09年3月末で、現在39件となっています。しかし、そのうち産業廃棄物の違法な保管場所として使われているところは、05年9月に6ヵ所あったのが09年3月末で7ヵ所と減っていません。特に愛知県に06年5月17日に農業委員会より県に報告書が出されている長期間悪質な保管状態で日常的作業を続けている早尾町榎下の片岡工業、早尾町流の辻工務

店、山路町頭倶前の常盤造園のこの3ヵ所については全く改善が見られません。最近も、早尾町流で車両火災があり、早尾町の榎下でも野焼きが報告をされて、簡易な屋根つきの構築物までつくられています。県は、片岡工業で言いますと、環境保全課が17年に改善計画書を提出させています。また、農政課が19年2月に改善勧告を行っていますが、一向に改善されてきません。県は、この2年間は改善勧告是正計画書の提出なども行っていません。愛西市の農業委員会から県に報告が出されましてからこの3年間、市としてどのような指導を行ってきたのか。また、県に対してどのような指導を求めてきたのか、経済課、環境課、それぞれの立場で答弁を求めます。

農地の担当は撤去による現状改革、そして環境の担当は適正な保管と、ばらばらの指導を行っているようではなかなか解決いたしません。廃棄物の種類や正確な保管量も把握されていないようです。農地・環境など市と県のすべての担当課が現状回復できちんと統一して指導に当たる必要があります。廃棄物の種類・保管量を把握し、期限を切った具体的な搬出量を明記した撤去計画書を提出させ、そして撤去が始まるまで連日指導することが必要であります。指導の抜本的な改善を求めます。

二つ目は、庁舎の統合についてであります。

庁舎の統合は、市民の声を聞くことなく進めるなと求めたいと思います。

まず、庁舎検討委員会の検討内容についてお尋ねをいたします。

昨年6月30日に第1回が行われました庁舎検討委員会も、既に10回行われています。当初、2ヵ月に1度の予定で進めていた会議を11月からほぼ毎月会議を開き、1年もたたないうちに、この4月7日、庁舎を一つに統合するとの中間報告が出されました。そして、3月広報では五つの統合の方向性のイメージ図を出していましたが、本庁と出張所を配置したイメージで検討と、検討方向を絞り込みつつあることを明らかにしています。この五つの統合の方向性のイメージ図で見ますと、本庁舎と各地区1ヵ所の出張所を配した統合案の2と、本庁舎と学校区程度に出張所を配したという統合案5に事実上絞り込んで検討していくということなのかどうか、検討委員会の詳細な報告を求めたいと思います。

第1回検討委員会に出されました庁舎検討の資料によりますと、4庁舎の延べ床面積が1万4,262平方メートルですが、統合庁舎だと先進自治体の例では9,800平方メートルだとか、維持管理費は現状は年1億4,679万2,000円だが、統合庁舎だと半分の7,252万円だとか、耐震工事には6億1,813万5,000円かかるだろうとかの数字が提出をされています。また、第7回検討委員会では、委員の求めに応じて、統合庁舎を本庁舎に西側に増築または新築した場合の統合庁舎の延べ床面積を9,800平方メートルとした場合、29億4,000万円から44億1,000万円の建築費、そして維持管理費、大規模修繕費などの新築した場合と増築した場合の数字が示されています。そこでお尋ねいたしますが、検討委員会とは別に、既に内部的に本課機能の集約に必要なスペース、新築した場合、増築した場合の概算費用、維持管理費などの検討を行っているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

市長は、3月議会でみずからの具体的な考えを示さず、諮問の結果を尊重としか答弁されて

いませんでしたが、今議会でも基本的に踏襲した答弁をされています。しかし、市長選挙の間に市長の事務所に出入りされた方からは、155号線沿いの場所を特定した新庁舎の建設の声も聞こえてまいりました。そこで市長にお尋ねいたします。市長は、現段階で新庁舎の建設を選択肢に入れてみえるのかどうか、明確にお答えいただきたいというふうに思います。

庁舎の統合は、合併時に市民に約束した市民サービスを変えることになる、合併時の約束の最も大きな変更であります。このまま検討委員会で結論を出し、市長は報告を尊重と進めるのではなくて、全市民に直接聞くべきであります。その方法としては、住民投票条例を制定して住民投票を行うべきと考えます。そうした考えがあるのか、市長にお答えいただきたいと思います。

三つ目は、佐屋・立田の新給食センターの建設はやめ、地産地消の豊な学校給食を自校方式 でについて質問をいたします。

まず、建設予定地の選定はどのように行われたのか。詳細な経過の報告をしていただきたい と思います。また、昨日の答弁で予定地の農地の取得の仕方が等価交換で行われると言いなが ら、迷惑をかけないやり方でやるという趣旨の答弁で、具体的なやり方の説明がありませんで した。改めて手続についても明確な答弁を求めたいと思います。

PFI方式の失敗例は、福岡県のタラソ福岡とかイタリア村などの利用料収入で管理・運営をしているところで、サービス購入型では破綻したところはないと担当課は説明されていますが、医療の分野でも、滋賀県の近江八幡医療センターや高知の医療センターなど相次いで破綻をしています。また、スタートしたら、当初予想のようなスケールメリットがないことが明らかになっているところもあります。これらの失敗例などからきちんと学べば、PFI方式やPFI的方式の採用には慎重にならざるを得ないと思います。そして、これらの例から何を教訓とするのが大事だと思うのか、どのように考えているのか、御答弁いただきたいと思います。

市長は、地産地消と安全な農産物の提供をマニフェストで公約されています。食育と地産地消の柱が学校給食だと思います。小さいときから学校給食で地元の農産物を食べ、大人になって結婚し、子供にも伝わっていく。愛媛県の今治市の視察を行ったときに、そのことを強く感じました。食育推進基本計画がまとめられつつあるようでありますが、具体的な事業として地産地消をどのように進めようとされるのか、御説明ください。

子供の貧困が大変な問題になる中、学校給食の保護者負担を軽くするために自治体の補助額をふやしたり、小学校の給食を無料化している北海道三笠市や、幼稚園、小学校、中学校をすべて無料化している山口県の和木町などのように、無償化を目指す自治体も出てきています。愛西市は、1食当たり小学校が220円、中学校が260円で、1食当たり10円の補助となっています。補助額を増額して父母負担を軽減する考えはないか、無償化を検討する考えはないかどうか、お尋ねをいたします。

最後に、職員の問題です。

学校給食に携わる市職員は、三つのセンターに正職員19名、臨時職員25人となっています。 そして、新市になってから正職員を全く採用しておりません。このまま新給食センターを方針 どおり建設した場合に、職員の今後の配属をどう変えようとしているのか、御説明いただきた いと思います。

また、他市に比べ、調理を担当する職員の給与が低いのではないか、臨時職員の時間給与も 引き上げていく必要があります。待遇改善が必要ではないかと考えますが、市の考えをお答え いただきたいと思います。

以上3点、答弁をお願いいたします。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

それでは、私の方からは1点目の、農地の無断転用による産業廃棄物の違法な保管の根絶に 具体的な行動をと、議員の方で通告をしておみえになる点の方から御答弁をさせていただきた いと思います。

まず1点目でございますが、市といたしましては平成18年3月20日に農地復元勧告を行っております。その後、県へ違反転用事案報告をしております。それで御指摘の3ヵ所のうち山路町頭倶前におきましては、平成20年7月に呼び出し指導を行っております。しかしながら、早尾町榎下、早尾町流の2ヵ所につきましては、議員が御質問の中で述べておられるとおりでございます。今後につきましては、県及び関係機関の方へお話をさせていただいて、連携をとりながら指導をしていきたいと存じます。

2点目の御質問でございますが、こちらの方も御指摘のとおりでございまして、県・市ともに農地部局と環境部局の連携は、その動きが少し鈍化をしているのかなあというような感も御指摘のとおりでございます。これにつきましても、今後、県の方と連携調整をいたしまして、合同による指導対応を粘り強くしていくようにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

それでは、今の問題につきまして、環境サイドの方からお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、海部県民センターの環境保全課の方で口頭におきまして適用不可に 努めるよう指導している、このような状況でございます。今後につきましては、先ほど経済建 設部長が申し上げましたように連携をとりがてらやっていきたいと、このように思っておりま す。

〇企画部長 (石原 光君)

それでは庁舎の問題について、3点ほど御質問いただいております。

まず前段、事務方というか、事務担当の立場でお答えをさせていただきたいと思いますの、 よろしくお願いしたいと思います。

この検討委員会の今までの経過につきましては、既に御案内のとおり、その会議の内容等につきましても、ホームページに会議録、あるいは会議資料等々も掲載をさせていただいておりますし、広報にシリーズ化として皆さん方に情報提供ということで周知もさせていただいておりますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。

この検討委員会の方向につきましては、既に御案内のとおり中間報告として庁舎を一つに統

合するという中間報告で市の統一がされております。それで、御質問にもございますように、 現状の検討委員会の詳細の報告の内容はどうなっておるという御質問をいただいておりますの で、現状を申し上げます。

現在、そういった統一方針が出て、つい先月、田原市さんの方にも委員会として視察をしていただいております。そうした中で、庁舎の基本的な方針を検討する段階に今後入っていただくことになっております。やはり本庁舎・支所・出張所の一つの基本的なイメージを決めた上でないと、これは先ほどお話がございました二つのパターンというのも一つの前提だというふうに考えております。そして、当然ながら支所・出張所機能の検討も具体的に進めて一括になるのではないかと。そういった意見を踏まえながら、基本的なそういった方向づけに今後入っていただくと。当然ながら、経費の関係、あるいは財源的なものは、今後、委員さんの中から要望も出てくるということも想定もしておりますし、当然ながら資料を提供した中で、やはり基本的な方向づけというものをよく検討していくというのが大前提ではないかなあというふうに考えております。

先ほど、今までの経過の中で面積とか耐震の改修費、検討していただく上においては、委員さんの方からも要望があった上で、私どもとしても資料を最大限出せるものは出すという前提の中で進めております。そういった考え方で資料を提供しておりますので、その点だけは誤解のないようにお願いをしたいと思います。

それから、内部的にそのスペースとか、いわゆる概算費用的なものを内部的に検討するのかというお話がございますけれども、全くそういう段階ではございません。そのような検討はまだしておりません。あくまでも、これは検討委員会の中でよく検討していただいて、資料があればその資料の提供に応じていくというスタンスでおりますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、2点目の庁舎の統合の考え方で、昨日も市長さんの方からも、岩間議員さんの御質問に対してお答えをされておりますように、私どももそうでございますけれども、あくまでも検討委員会の結果というものを尊重して、今後とも推移を見ながら進めてまいりたいという考えでございます。

それから、住民投票の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように庁舎検討委員会において、現在、市民目線に立って維持管理費や市民サービスなどの現状を見ていただき、課題を整理した上におきまして、庁舎のあり方について検討をしていただいておるのが現状でございます。したがいまして、御質問があった住民投票的なものについては、住民投票制度を制度化すると、制定するというような考え方については持ち合わせておりません。以上です。

〇教育部長 (藤松岳文君)

給食センターの関係についてお答えをさせていただきます。

まず、建設候補地の選定はどのように行われたのかということでございますが、この建設候補地につきましては、おおむね位置を決定し、昨年来PFI導入可能性調査の中で基本計画を作成してきたところでございます。その後は、具体的な建設候補地を何ヵ所か抽出をいたしま

して、各種の法に基づく許認可の見込みや土地に関する権利関係などを調査してまいりまして、 序列化をしてまいります。問題点があれば、これを一つずつつぶしていくという作業になりま す。これら作業を繰り返した結果、先日、全員協議会でお示しをいたしました場所を候補地と して選定したわけでございます。

次に、PFIの失敗事例につきましては、先ほど議員が言われたとおりでございます。しかし、PFI方式の事業手法には、先ほど言われたように2種類ございまして、事業収益型サービスとサービス購入型がございます。事業収益型とは、民間事業者が地方公共団体から事業許可を受け、利用者からの料金収入により公共施設等を整備・運営する方法でございます。サービス購入型は、民間業者が施設等を整備・運営し、地方公共団体はそのサービスに対して対価を支払う方法でございます。全国で失敗した例や破綻しそうな例はすべて事業収益型でございまして、サービス購入型では失敗した前例はございません。

今回、給食センターで用いようとしておりますのは、このサービス購入型を少し変形させた ものでございます。破綻例につきましては詳細な報告もされておりますが、事業形態が異なり ますので、参考にできる部分はほとんどないと考えております。

次に、地産地消と安全な農産物の提供ということで御質問でございますが、これにつきましては、昨年9月議会でも小沢議員の御質問、また昨日の吉川議員の御質問にもお答えをさせていただいておるとおりでございまして、野菜などの生産量に対して学校給食が使用する量は1%未満でございます。したがいまして、地産地消について、学校給食は教育という面で貢献はできますが、量的に貢献することはできませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、学校給食についての安全な農産物の提供につきましては、以前に宮本議員の御質問に お答えいたしておりますとおり、ポジティブリスト制の制度下では、大きな産地の作物が安全 性だけを考えたときには優位性があるものと考えております。

次に、学校給食の保護者負担金の関係でございますが、昨年、中国産を含む輸入食材に対する不安から、国産品へと消費の動向が大きくシフトしたこともございまして、原油価格の高騰により食材の生産に係る経費や輸送に係る経費が上昇し、一気に値上がりをいたしました。

学校給食の補助につきましては、従来、愛西市を含む数市町村が実施しているにとどまっておりましたが、昨年には先ほどの状況がありまして、増加をしてまいっております。今年4月の状況では、海部津島地区で給食費の補助を実施しておりますのは、愛西市のほか、美和町、甚目寺町、大治町、飛島村でございます。県下の状況を伺いますと、緊急避難的な措置と考えられている市町もあるようでございます。昨年の状況が定着するかどうかは、今後の様子を見ていく必要があると考えております。なお、平成20年度に愛西市が負担をいたしました給食費は1,250万円ほどになっております。

次に給食費の無償化につきましては、年額にいたしますと3億円を超える財源が必要となってまいりますので、困難ではないかと考えております。

次に、学校給食に携わる市職員の今後の配置についてでございます。

昨年の9月議会で永井議員の御質問にお答えいたしましたとおり、単純労務職員に欠員が生

じても補充しないという方針に変更はございません。新しい給食センターを計画するに当たり 御説明申し上げておりますが、学校用務員、学校給食の調理員、保育園給食の調理員がこの場 合の単純労務職に該当をいたします。これらの方々も、いわゆる団塊の世代に属する方が多数 お見えになります。したがいまして、平成19年、20年では7名の方が退職をされております。 また、平成21年度には3名、平成22年度には4名、平成23年度には6名の方が定年を迎えられ ます。

また、これらも当初に御説明しておりますが、学校と保育園の調理業務を委託した場合、どちらが有効性が高いかも検討いたしております。その結果、学校給食は保育園給食と比較して夏休みや春休みなどの長期休業が多いことから、学校給食から業務委託していくのが合理的であるとの方針を持っております。この方針に沿って、退職者の動向にあわせ、単独調理校から調理委託を進めてまいりました。この先、先ほど申し上げましたとおり、今後3年間で13名の定年退職者がおり、本年4月現在で学校給食の調理員は16名であることを考えると、新しい給食センターの稼働予定である平成24年には、学校給食に携わる調理員は学校用務員、または保育園の調理員として配置転換されるものと考えております。以上でございます。

〇市長 (八木忠男君)

私からは、庁舎問題と住民投票ということでお答えをさせていただきます。

担当の方も触れましたけれども、議員御指摘の選挙事務所での155号線の位置も云々ということ、今ここで初めてお聞きすることでありまして、その場がどうであったかは私はわかりません。どういう状況であったかもわかりませんけれども、まさに検討委員会は目的を持って私ども市民の目線で検討をしていただくということでお願いしているわけでありまして、幾度と再三答弁してまいりました。今、私の持っている考え方は白紙であります。検討委員会の結果を踏まえて十分に尊重しながら進めてまいりたいと思っております。

そして、住民投票の件でありますけれども、まさに私どものいろんな特定の事業につきましても、議会の皆さんに御協議をお願いして進めるべき、まずそれが原点であろうと考えておりますので、現在、そうした考え方で進めてまいりたいと思っております。

〇22番(永井千年君)

それでは順番に再質問いたします

まずは農地の無断転用の問題でありますが、18年に県に悪質な事案として報告をしてから、市としての指導がかえって弱くなっていないかというふうに強く感じるんですね。つまり、県に出しちゃったと、あとは県が考えるだろうというような感じになっていないかということであります。実際そういう悪質な事例というのは確信犯的なところがありますので、やはり毎月訪問するなどの粘り強い指導を行っていかないと、なかなか変化をかち取ることはできないというふうに思います。それから、県の方も監視パトロール制度というのが何年か前からできていますよね、この監視パトロールでずっと回ってもらって、月に1遍、ちょっと山が大きくなったとか小さくなったとか、その程度はパトロールとして報告がされているようでありますが、その監視パトロールの人が指導するわけじゃないんですね。それが導入されたことによって、

かえって県の職員が直接指導に入るということも弱まっているんではないかというふうに大変 危惧しています。

また一方、今、国会では農地法の改正が審議をされておりまして、この法案の主な内容というのは、農地の貸借を全面自由化して、企業の農業参入に大きく道を開く大変問題ある法律でありますが、この中に違反転用に対する罰則強化が盛り込まれようとしています。例えば300万円以下というものが1億円以下だとか、3年以下の懲役が5年以下の懲役だとかいうふうな内容であります。また、違反転用に対する行政代執行制度の創設も入っています。こうした国の動向なども注視して、県と市の指導を抜本的に強化するべきでありますが、ただ手をこまねいているのではなくて、市としてどのように指導を強めていくのか、県に対してどのように指導強化を求めるのかという具体的な方策について、考えてみえることを御説明いただきたいというふうに思います。

それから、立田地区の3ヵ所の事例というのは、本来なら時効期限の3年以内であれば農地 法違反で刑事告発するべき事例であると思いますが、農地パトロールも監視も効果を上げてい ますが、やはり市民の監視と早期発見ということが大変重要であります。これは世論が喚起さ れますと、かつて旧立田村で野焼きの問題が市民の熱心な通報によって根絶に向かっていった という経緯もあります。ぜひボランティアで監視と通報というものをきちんとやっていただく ということを、一定の法律の学習もされた方がきちんと努力していただくという制度について 検討ができないかどうか。それは一つの方策としての提案でありますが、それについての意見 を伺いたいと思います。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

まず再質問の1点目でございますが、市としてどうしていくのかとか、県との接し方の対応 策をどういうふうに思っているのかという部分でございますが、先ほどもお答えをさせていた だきました。私ども自身も、実際に動きとしては鈍化の傾向にあるのかなあという見方は否め ません。したがいまして、農業委員の皆さん方と、それから県の所管の部署と連携をとって粘 り強く指導をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、ボランティアの関係で制度化のお話が出ましたが、これにつきましては農業委員さんにも農地パトロールということで大変お世話になっております。農業委員さんの方のそういったパトロール制度を生かして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〇22番(永井千年君)

いつも何度となく質問をして、県と連携をとって粘り強くと、決まり文句になっていますが、要は連携をとって粘り強くという中身だと思いますが、例えば連携をとって、一堂に集まって今の状況の認識を一致させて一斉に指導に入るだとかいうことは、今まで年に1度ぐらいはやられておりましたよね。これも最近ちょっと僕は弱くなっているように思うんですが。特に悪質な事例については1年に1遍では、それを過ぎてしまえばまあいいわということになりかねないので、この連携のとり方、一緒になって指導するあり方について、私は少なくとも毎月や

はり日を決めてやるぐらいのことをやらないと、変化は生まれてこないというふうに思うんですが、その点、決まり文句でなくて、もう少しちょっと具体的に粘り強く何をやるのか、言っていただけないでしょうか。

それから市民による監視の問題については、農業委員会が農地パトロールをやっているからいいやということではなくて、例えば広報などで、農地の違反転用を見つけたら直ちに連絡くださいだとか、そういうことが絶えずいろんなところで周知されておるということによっても違ってきますが、最近、そういう広報に農地の違反転用問題が詳しく載るということも少なくなってきているように思うんですが、その点でも改めて市民の協力をそういった形で得る努力をするという考え方はないでしょうか。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

粘り強くとはどういうことかということですが、粘り強くということは、幾度も幾度もそういったようなお話をしていきたいというふうに私は理解しております。ただ、1年に1回という形ではなくて1ヵ月に1度という話もございますが、これは県の方と一遍お話をさせていただかないと私の一存ではお答えをしかねますので、これについては御容赦をいただきたいと思います。

それから、一般市民の方というんですが、これは通報いただけるとありがたいわけなんですが、だれが言っておったというような表現をされて、少し表現として好ましくないかもわかりませんが、おどしに近いようなことがあって不安を抱かれて、だれが連絡をしたかということは絶対言わないで伏せておいてねということもありますので、お気づきになった方が御通報いただいて、すっと出かけるということについては事務方の方もやぶさかではないと思いますが、そういった制度につきましては当面考えておりません。農業委員さんの方と連携をとりながらというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〇22番(永井千年君)

今ちょっと違うことを、部長、聞いたんですけど。制度をつくれと言っているんじゃなくて、 市民に周知して、協力をもっと得たらどうかということ言っているんで、それもやらないとい うことでしょうか。最後にね。

それで最初の県との協議の話は、7月にどうも県の方が1度やるようなこともほのめかしておりますので、ぜひ今議会中で、6月のこの時期にしっかりと連携をとっていただいて、来月から今月の終わりか後半から来月にかけてどのように連係プレーをしていくのかについてもう少し詰めてやっていただきたいと思うんです。それで何を詰めて、何をやろうとしているかということについて、ぜひこれも御報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

大変申しわけございませんでした。

広報紙の方に一遍出させていただいて、市民の方へそうしたことについては周知をさせてい ただきたいと思います。 それと先ほど申し上げましたとおり、県との関係については一度担当課の方から、先ほど市 民生活部長も言いましたけれども、部署部署が市の方も県の方も違いますので、一度同じ市の 部局の方としましては、県の部局の方と一遍お話し合いを持つようにしたいと思いますのでよ ろしくお願いします。

〇22番(永井千年君)

ぜひその点、どのような話し合いを持って、どういう方針を確立したのか、また御報告を後 日いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

庁舎の統合の問題について、再質問いたします。

この庁舎の問題については最初の質問でありますが、ちょっと微妙な言い回しだったので、 企画部長の話し方がね。二つのパターンに絞られたのかということについて、最初の質問で質 問いたしますが、答弁で一つの前提云々という、ちょっと先ほど説明がされましたけれども、 絞られたと。絞られたのではなくて、それは検討委員会の委員さんの中でそういう意見が出た ということなのか、それとも検討委員会としては今後はこの二つのパターン、つまり統合庁舎 をどういう形でどこに置くのか、増改築でやるのか新築でやるのか、そしてあとは出張所を幾 つつくるのか。学区単位、これは多分中学校区単位という意味だろうと思いますが、学区単位 でつくるのか、それとも旧4地区に一つずつつくるのかと、もうそういうところに絞られたと いうニュアンスが検討委員会の中で読み取れるような気もするんですけど、それは深読みをし 過ぎなんでしょうか。ちょっと正確な言い回しで、もう一遍説明していただきたいと思います。

〇企画部長(石原 光君)

ちょっと私の言い方が不十分な言い方だったかもわかりませんけれども、いずれにしても、 今、永井議員もおっしゃったように、そのイメージとしては2と5、いわゆる二つの方針とい うのは本庁と出張所、その本庁と出張所のイメージについても、本庁と各地区に出張所を配置 したイメージが一つ、それから二つ目が、出張所を各学校区に配置したイメージが二つ目です。 これがイメージの2と5という二つの選択です。

それで、どちらを採用するかということについては、まだ決まっておりません。今後、この検討を進めていく中で、一つの方向性は、統合イメージとしての基本は本庁舎、いわゆる本課機能の集約と出張所、これが一つの基本的なイメージです。その本庁と出張所のイメージの中に二つのパターンがあると。ですから、今現在二つのパターンが、例えば各地区ごとに一つにするのか、小学校区に一つにするのか、これはまだ決まっておりません。

そんな中で、先ほど私が言いましたように、今後、基本的な、いわゆる本庁舎出張所という 統合の基本的なイメージをもとに、今後、いわゆる統合庁舎の規模、それから先ほどおっしゃ ったような位置をどこにするだとか、これから一つ一つ検討委員会の中で、議員も御承知だと 思いますけれども、一つの基本的事項については前回の庁舎検討委員会でも基本的事項を示し ております。これは近々一応ホームページの方にもアップされると思いますけれども、そうい った事項を一つ一つ整理しながら進めていくという段階でございますので、その点だけよろし くお願いをしたいと思います。

〇22番(永井千年君)

二つ目の問題について、最初の問題については、検討委員会で二つのパターンについての検討会がこれから始まるということでまとめられたという今説明でしたが、二つ目の問題で企画部長が資料は求めに応じて出しているだけなんだということで、つまりニュアンスとしては指摘要求に基づいて出されたものというような感じがするんですけど、今の答弁でね。

具体的に中身なんですが、例えば統合庁舎に必要なのは9,800平方メートルと、これが先進自治体の事例で計算すると9,800ぐらいは必要だということで数字が出されていますよね。これは第1回検討委員会に出された資料と委員さんの求めに応じて出された資料も、両方とも9,800という数字で、新築だったら9,800の新しい庁舎、増築だったら、例えば佐屋につくれば、佐屋の今の庁舎が四千幾つだからあと五千幾つ増築するんだという形で記載されていますよね、それぞれ。これは当然こういったものの求めに応じた、どういう形でこの資料として出されたのか、内部的に例えば9,800平方メートルが必要かどうかという検討であるだとか、工事に平米当たりの単価が幾らかかるかというようなことだとかが、これは検討されないままだれかが個人的にどこかから引っ張ってきてさっとつくったというものではないと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。全く私的なものだというふうに考えるのは、正式な検討委員会できちっと出されておりますので、この資料の持つ意味について、もうちょっと説明していただけないでしょうか。

〇企画部長(石原 光君)

誤解があってはいけませんけれども、基本的な考え方につきましては当然検討委員会の皆さ ん方に、次の委員会に踏まえた中でどういった資料が必要ですかという形で進めているのが現 状です。それで、私が言った言葉を引用されて言っていただくのは結構だと思いますけれども、 一つのとらえ方としてちょっと補足的なことを申し上げますと、その委員会の方へ提案すると いう段階においては、ある程度内部的な資料というのもこちらの方で準備するという行為は必 要になってきます。ですから、私的というとらえ方ではなくて、先ほどの御質問の中にも、そ れじゃあ今現在内部的なスペースとかでの概算費用も詰めておるのかというお話もございまし たけれども、それについては、まだ現状としては詰めておりませんという言い方しかできませ ん。ただ、これから内部的にもそういった委員会の資料提供を、皆さんが判断していただくよ うな資料というのは当然つくっていかなければならないというふうに思っております。ですか ら、先ほどおっしゃいました一つの試算として他市の例ですか、例えば庁舎を建てた場合に 9,800平米というのは、他市のそういったその参考資料的なものを引っ張ってきた中で一つの 試算という形を示したのも事実です。ですから、私どもとしては委員の皆さん方にどういった 資料が必要ですかとお聞きする前提の中で、今度の検討委員会に上げる資料は内部的には準備 をしていかなければなりませんし、逆に、こちらの方からこういったことについて検討をいた だきたい、こういった内容についての一応判断をいただきたいというのは当然出てきますので、 そういう点のスタンスといいますか、考え方の中で今後もやっていきたいというふうに考えて おります。

〇22番(永井千年君)

それで、こうした資料についてホームページにすべて添付資料までアップされているわけじゃないと思うんですよね。アップしていますか。添付資料も出ていますか。この中身についての説明を、例えばこういう議会でも、庁舎の問題についてはまだ報告されていませんよね、詳しく。検討委員会にどういう資料が出されて、その資料の持つ意味はどういう持つものだと。今、やりとりしているようなことを、きちんと議会にも報告をしていただく必要があると思うんですが、特別委員会がある斎場問題については、絶えず特別委員会では出され、全協でも報告され、資料もその都度出されていますが、この庁舎検討の問題については、そういったことがないのは何か理由があるんでしょうか。ホームページを見ればいいということで、特に説明しなくてもいいというふうに思ってみえるのか、そういう情報提供と説明についてはどのように考えてみえますか。

〇企画部長(石原 光君)

一応、確かに今お話がありました斎苑の検討委員会、特別委員会もありますけれども、今私どもの一つの検討委員会の位置づけというのは、検討委員会に対して諮問をお願いしていると。直接まだ私どもの市の中でそういう建設に向けての特別委員会的なものを立ち上げているわけでもありませんし、ただ、今おっしゃいましたようにつぶさに会議録、資料も含めて皆さんに周知して、情報を見ていただくようなホームページのアップ、それから広報紙にもきちっと情報提供を一応させていただいておりますので、これから位置づけというのは方向は決まってくると思います。そういった中で、初めて市の中での本当の委員会の立ち上げというのが必要になってくるというふうに思っていますし、いずれにしましても中身といいますか、注釈がわからないということであれば、資料的なものも皆さんに理解をしていただくような注釈も加えて、今後やっていきたいというふうに考えております。

〇22番(永井千年君)

この問題で市長に一言お尋ねしたいんですが、先ほど全く白紙というふうなことを言われましたけれども、今の庁舎検討委員会で出ている、統合のパターンの話だとか、さまざまなパターンごとの費用の仮積算の資料が出されたりとか、そういう状況の中で、今の検討方向について、市長はすべての選択肢についてありだというふうに考えてみえるのか。市長自身の判断は一度も聞いたことありませんので、岩間議員からも増築に絞ったらどうだというふうな話も出ておりますが、その辺、この議会で答弁していただくことはないんでしょうか。あくまで白紙以外の答弁はされないんですか。

〇市長 (八木忠男君)

同じ答弁になりますけれども、検討委員会にゆだねているわけでありまして、今の段階で私が口をはさむべきではないと判断をしております。

〇22番(永井千年君)

時間がなくなってしまいましたけれども、給食センターの問題に移ります。

建設候補地の問題については昨日も議論がありましたけれども、等価交換というような言葉

が出ておりましたよね。等価交換というのは税法上でいいますと、二つの交換するものが20%以内については交換として認めようと、差額の20%が問題になると、利益としてね。それは田んぼであれば、普通でいえば長期譲渡という形で税額なんかもかかってくるわけでありますが、この場合は収用ということになりますので、租税特別措置法の関係で、二つの租税特別措置を同時にやるということは税法上可能なんでしょうか。例えば等価交換、交換の手続をやりながら、一方で収用もやるということは、僕の理解だと民間ではできないような気もするんですが、具体的に、昨日どういう手続をやるのかについて、皆さんに迷惑をかけないようなやり方でやっていくとしか答弁されていないので、改めて正確な手続について、どういう手順でやるのか、説明いただけますか。

〇学校給食課長(小澤直樹君)

まず第1点目の交換の特例と、いわゆる5,000万控除が同時にできるのかという部分でございますが、これは同時にはできません。この点につきましては、税務署の方へお尋ねをしております。税務署の見解といたしましては、等価交換の部分につきましては基本的には税が発生しない。いわゆる5,000万控除の部分については、金銭的な移動のあったところについて5,000万控除の適用が受けられるというお話でございました。そういった意味でございますので、同時には特例は受けられません。

それから今後の手続についてですが、これは候補地の選定をしてきた経過と一緒でありまして、現在、土地の取得をするまでの経過が一本のレールで真っすぐ行けるということは思っておりません。といいますのは、アプローチというのは幾つかあります。現在のところについては、今までの調査の中で見込み、例えば許可申請を出した場合に許可の見込みが得られるとか、いろんなところで調べてきて、こういう方法であればいけるというのがいっぱいあります。もしうまくいかなくても、こっちの方法でいけば最終的にいけるというような取捨選択をしてきて候補地を選んだわけであります。その中で、実際に土地の交換等、これも選択肢の一つであります。もし、これが最終的に不成立になった場合についても、全部買収するというような方法でも、これはアプローチとして可能でございます。そういった中で、現在のところ予算の裏づけがないとできない手続というのもございます。そういった中で、今回の予算要求という形になったわけであります。そういうことで明確な手続がないということをおっしゃられます。これについては確かにそうかもしれません。ただ、どういう方法をとったにしても、最終的には土地の取得に至れるという可能性の中でお話をしておりますので、その辺御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〇22番(永井千年君)

そういうことでは今までの答弁と全然違うんだけど。結局、交換は一つの選択肢だという言い方はされていなかったじゃないですか。だからこそ、村上議員や田中議員についても何度も質問されておったわけですから、最初から正確な言い回しをしていただく必要があると思うんですね、こういうことは。できないならできないと。予算上は交換ではなくて全部買うという売買契約だということでありますし。交換というようなことをやったとしても、税法上は、例

えば登記簿上で交換といったって税務署が交換を認めなければ売買になっちゃうし、そういうことは全部きちっと調べた上で、正確な言い方をしていただかないと、だから、今は予算上は交換ということは撤回するということじゃないですか。交換としての差額が計上されておるわけじゃありませんから、当然交換とやるならば、一方で売買する予定の金額も予算に上がってくれば、これは両方立てるということになると思いますけど、そこはやはりはっきりさせていただかないと、こういう公の議会という場でありますから、正確な言い回しをしてください。

あと、このPFI方式だと15年間で40億3,000万円ほどになって、2億2,000万のスケールメリットが生じると。年平均で1,466万円ほどでありますが、今この時点で過去に出されたメリットについての認識というのは変わらなかったかどうか。それから、津島市と蟹江町、津島市はやらなかったし、蟹江もメリットと言えるほどのものはなくて、工期の問題があって断念したというふうに聞いていますけれども、特に蟹江の例は調査してそれを参考にするという話でありますが、その辺は経過についてもきちっとされたのかどうか、御答弁いただきたいと思います。その二つで、時間がありませんので。

〇学校給食課長(小澤直樹君)

まず今回の予算の関係でございますが、これにつきましては、まず交換があったりしまして も、これは一般会計の中での話でございますので、当然全額計上していかなければ、交換する 場合につきましても、これはできないということで、その辺の細かい話についてはまた御説明 したいと思います。

2点目のPFIの関係でございます。蟹江と津島市さんにつきましては、どういう可能性調査を実施した後にあきらめておみえです。そこそこの事情があるということは重々聞いております。特に蟹江町さんにつきましては、施設の老朽化の進展度合いが非常に速くて、時間のかかるPFI方式については、あそこは1億何千万という、たしかバリュー・フォー・マネーが出ておったと思いますが、それを待っておっては施設の運営に支障があるというような結論でもって何回か議会の方でも説明をされたようでございます。津島市さんにつきましては、建設予定地の取得がなかなか難しいということで、正式に白紙撤回をされたという経過も詳しく聞いてございます。そういった中で、私どもはきのうもお話しさせていただいたようなPFI的な考え方を取り入れた方式が一番いいのではなかということで進めさせていただいているところでございます。以上です。

[発言する者あり]

今も御報告させていただいたところから、変わってはおりません。

〇議長(加賀 博君)

これで22番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入らせていただきます。再開は1時45分再開といたします。よろしくお願いします。

午後 0 時10分 休憩午後 1 時45分 再開

〇議長(加賀 博君)

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位10番の9番・田中秀彦議員の質問を許可いたします。

〇9番(田中秀彦君)

それでは質問をさせていただきますが、ちょうど昼の、大変皆様方には眠い、またつらい時間ですので、私がいつもお昼の1番のときには言いますが、私の質問が非常につまらんという場合には、どうぞゆっくり眠っておっていただきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

大項目で3点、八木市長の2期目の市政を問う、これが1点。2点目は、公共下水事業を問う。特に日光川下流域、当地域の公共下水道事業ですね。それから地域間格差の問題点を問うと、この3点でございます。

まず大項目1点目の、八木市長2期目の市政を問うという内容でございますが、その中の2期目の市政運営についてでございます。

このたび八木市長には2期目の当選、とりあえず、おめでとうございます。

市長選挙の結果について、私は市民の賢明な判断の結果であると考えているところであります。投票した市民の約3分の2近くの信任を得たわけであり、2期目は思い切った市政運営を行ってほしいと思っているところです。しかし、一方、市民には多様な意見があり、投票した者の約3分の1強の市民は他候補を選択した事実を踏まえれば、今後の市政運営には慎重かつ大胆に当たってほしいと願っておるところです。

そこで、市長が2期目の市政運営に際し、特に留意し、心がけることについてお尋ねをいた したいと思います。

2点目、選挙公約、俗にマニフェストの実行についてでございますが、さきの市長選挙で八木市長は「八木忠男ローカルマニフェスト」を発表し、六つの基本政策を掲げ当選したわけであります。このローカルマニフェスト、これでございますが、これは今議会におきまして皆様が相当質問されましたこの内容が、ほとんど3分の2以上私もわかりましたもんですから、あまり質問をするところがないわけなんですが、ここの中で端的に1からいいますと、1の中の「安心」ということでいきましたら、子供医療は無料化、3年を6年にするというのは、来年ですから22年度実施する。それから妊産婦は今年度から行う。総合斎苑については遵法精神、法にのっとって行うということであろうし、それから2番の共生・協働・行革の市政づくりという点については、ここの中で下の方に、八木市長が絶えず「信頼・共生・協働」の精神ということをいつも掲げておるわけですが、この理念というのは大変崇高な精神であるわけなんですが、この具体的な方法についてどのように行うことがこれに合致するのかということについてお聞きをしたい。

また、このマニフェストについて、「便利」の2点目においては、市長が10%カット、これも実行されます。それから市役所の庁舎統合についても今検討中であるということですし、次の3番目の耐震化の問題につきましてもこのマニフェストに書いてあるとおりでございます。

それから自治防災会の対応、情報通信、いわゆるケーブルテレビの整備、これも21年度中には 行うということでございました。

それから、4番目の「健やか」ということにおきましては、給食センターの統合は23年に完成し、24年度スタートさせるという答弁がございましたし、不登校対策も現在実施中であるということでした。

それから5番目の「ゆとり」ということにおきましては、ここの中で三つばかりお聞きしたいことがありますが、「JAと連携して特産品を市場開拓し、地産地消と安全な農産物の提供を目指し、農業経営の活性化を図ります」という項目がございますが、これは一体どのような方法でやるのかということ。それから次の、木曽三川、道の駅、花ハス、市江車などの特産品や文化資産を活用し、商工会と連携した観光協会の設立を目指しますということが公約にうたってありますが、これもいつごろ、どのような設立をするのかということです。次に、市内在住の外国人の方との交流を尊重した国際交流協会の設立を目指しますと。これも公約の中に入っておりますが、これもいつごろどのような設立を目指しておるかということをお聞きしたい。

6番目の「快適」ということにつきましては、私の今回の質問の中の公共下水という問題が載っておりますが、これは後から公共問題について2番目に質問をさせていただきますのでお願いをします。

次に1番目、2期目の市長に問うということの今後の市政運営の問題点ということでお聞き をいたしますが、愛西市の一体化を図る施策を構築・実施するについては、どのような方法で 行いたいと思っておるのか。

次に2点目として、愛西市より他市町村へ存在感を発信できる施策の構築と実施についてお 尋ねをしたいと思います。

3番目は、市職員のやる気と活性化を図り、風通しのよい市政運営の構築をするにはどのようにやったらいいかということについての御意見を伺いたい。

4点目、これは公約にもありました。市民の目線に立った行政運営を実施するということが書いてございますが、特に市民の目線においては、昨今、非常に多様化しておるわけでして、一方に偏らない意見集約、あるいは迅速な実施方法というのが求められておると思うんですが、一方に偏らない意見集約の方法というのはどんな方法があるかということをお聞きしたいと思います。

次に大項目の2点目でございます。公共下水道事業に移ります。

流域下水道事業の進捗状況と今後の計画ということでございますが、下水道事業は建設段階の財源については国庫補助金と起債により対応できるが、維持管理費は下水道使用料と一般会計からの繰出金で賄う状況が多いと聞いております。人口規模が少ないほど汚水処理費を下水道使用料で賄えず、経費の回収が難しくて、多くの中小都市においては下水道使用料が下水道料金や近隣市町村との関係を考慮し決めるケースが多いと、これまた聞いております。そこで、特に注意すべきことは、建設時借入金の返済、すなわち起債元利償還費が下水道予算の中で長期間にわたり固定経費になり、一般会計より負担を求め続ける結果が想定されます。

そこでお尋ねいたしますが、第1次認可区域、平成15年から21年までと聞いておりますが、 認可区域214ヘクタールの工事の進捗状況はどのくらい進んでおるか。

それから次に、平成20年度供用開始予定の世帯数、人口について、それから供用開始したと きの受益者負担金の見込み額についてお尋ねをしたいと思います。

次に2番目としまして、流域下水道事業の財政、いわゆる財源でございますが、第1次認可 区域の工事費、総額約48億円と聞いておりますが、その工事内訳、明細をお聞きいたしたいと 思います。

次に、平成44年度にこの流域下水道工事が完了する、この完了の流域下水の予定区域は856 ヘクタールであるということでありますが、愛西市の公共下水道総事業費としては幾らかかる んであるか、私は282億円と聞いておりますが、その内訳をお知らせいただきたい、教えてく ださいということです。

次に3点目、地域間格差の問題点を問うという内容でございます。

合併後の地域間格差の顕在化という問題でございますが、合併後5年目になりました。市役 所内の機構改革及び事務事業の見直し、特に効率化重視という観点からであろうかと思います が、事務事業の見直しにより、佐屋・佐織地区と、準農村地域である八開・立田地区との二極 分化が進んでおるのが現状であると考えられるわけです。

そこでお尋ねしますが、合併時の八開・立田の世帯数と人口数、それから平成21年4月時点 での同じく八開・立田の世帯数と人口数、これを教えていただきたい。

次に2点目として、合併時の佐屋・佐織の世帯数と人口数、同じく平成21年4月、ことし4 月の佐屋・佐織の世帯数と人口数を教えていただきたいということです。

それからもう1点、最後のもう1点でございますが、期日前投票の問題点についてでござい

本年4月実施の市長選挙及び市議会議員の補欠選挙において、八開北部の方や佐織北部の住 民より、期日前投票所が佐屋本庁1ヵ所となり、大変不便になったと苦情が寄せられました。 また、老人クラブの有力者より、投書箱へも意見具申がされたと聞いております。

そこでお尋ねするわけですが、4年前の4地区実施の市長選挙、市議会議員選挙の期日前投 票総数、これは地区別でお願いをしたい。それから、今回1ヵ所のみで実施をした期日前投票 の総数についてお聞きしたい。

以上、壇上から御質問をし、簡潔・明快な答弁をお願いして、壇上からの質問を終わります。 〇市長 (八木忠男君)

田中議員の質問にお答えをいたします。

最初に、2期目のスタートに当たりという御質問であります。1期目の「融和から発展へ」 というスローガンでマニフェストを出しました。もちろん、融和を図りつつ、新しいまちづく り発展に向けて進めてまいりたいと思っておりますし、最初からの「信頼・共生・協働」のこ の三つの言葉は絶えず今までも持ちつつ、そして信頼関係というのは本物で接しないと成り立 たないということもつくづく感じているところであります。共生につきましても、健常者、障 害者、あるいはすべての市民の皆さんがともに生きていけるまちづくりということであります し、協働の件につきましては、市民会議なども、市民の皆さんにいろんな審議会などなど入っ ていただいて、御協議をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますし、市民の皆さん、 今まで以上に御理解やら信頼関係を構築しながら、協働の場づくりを進めてまいりたいと思っ ております。

そして、公約的、21年度、22年度、どんな内容かということは質問の中でほとんど確認をしていただいたと思うんであります。子供医療費の6年生まで、あるいは地域福祉計画、公立保育園の耐震、そして補強工事、あるいは企業誘致の基盤づくりなどなど、その中でJAとの関係をどのようにということであります。御指摘いただましたように、愛西市、これといったメーンイベントもございません。蓮見の会が大きくPRできる内容を持っているかなあと、そんなことも思うんでありますが、愛西市にはいろんな史跡などもありますので、観光協会、国際協会の設立は特に民間の皆さんの手でということを希望しているわけでありますので、観光協会の方も少し打ち合わせも始めていただいていると聞いております。そんなことで、JAの皆さんともこの、木曽三川の東の広大な農地があるわけでありまして、農業経営士の皆さん、あるいは農村輝きネットの女性の会の皆さんなどなど、農業に関してもいろんなそうした団体の皆さんが協力をして連携をとっておっていただきますので、これからも一層そういう皆さんとも情報交換、連携も密にしながら進めてまいりたいと思っております。

そして、愛西市の一本化に向けて問題点というような御指摘でありますが、これも、総代制、あるいは消防団、あるいは巡回バスの全地域などなど、子育て支援センター、児童館のこれも全小学校区の設置、一つ一つ、同じ状況、あるいはそうした条件の中で一本化に向けて進めているところであります。先ほども少し申し上げましたが、大きなイベントはありませんが、各地区で、納涼まつり、あるいは文化祭などもそれぞれ行っておっていただくわけでありますけれども、体育大会もそうであります。これを市全体で一本化の考え方も当然持ちつつ、いろんな御意見をいただいて進めてまいりたいと思っております。

次に、他の市町村への存在感ということでありますので、まさに、特に観光協会の立ち上げ と同時に、そうした皆さんといかにアピールできる状態を構築していくかということも、アイ デアをいろいろいただきながら進めてまいりたいと思っております。

職員のやる気と活性化を図り、風通しのよい庁舎運営、まさに、この特に4年間の間には不 祥事やらミスやら不手際やら、たくさん私どもは起こしてきたわけでありまして、私初め、一 層、規律、ルールを重んじ、市民の皆さんに信頼される連携を持って、やる気のある職員を育 ててまいりたいと思っております。

そして、市民の目線に立った行政運営、まさにこれも一連の中で申し上げてまいりました、 市民本位の視点に立ってということは当然でありますし、いろんな要望のあることも事実であ ります。しかしながら、その全地区を判断しながら、私どもは毅然とした態度で進めてまいり たいと思っております。今後とも、議員を初め市民の皆さんの一層の御支援も、あわせてお願 い申し上げます。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

では、田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

当愛西市の公共下水道事業につきましては、平成44年までの計画となっておりまして、田中議員御質問のように、現在、認可区域としまして第1次認可が214へクタール、そして認可変更に伴いまして、現在25年までの整備する区域となっております。それで、先ほどの御質問にありました当初認可区域の工事の進捗率でございますが、平成20年度末で約53%となっております。なお、拡大認可しました区域につきましては、現在、測量の段階で、まだ工事には着手しておりませんので、よろしくお願いをいたします。

次に、世帯数と人口でございますが、これも一昨日の議案質疑等でお答えをさせていただい ておりますけど、佐織町、佐屋町、合わせまして2,500世帯を予定してございます。人口にし ますと約8,000人になります。

それから受益者負担金の見込みでございます。こちらにつきましては、先ほどの認可区域の 方全員加入するということで2億3,000万円を予定してございます。

あと、第1次認可区域の事業費でございます。先ほど議員が言われましたように、総額で48 億円を予定してございます。財源につきましては、借入金で約30億、国庫補助金が約16億 6,000万、県費補助金が約2,000万、市の負担金が1億2,000万の予定をしてございます。

最後の御質問ですが、44年までの総事業費ということでございます。こちらにつきましては、現在、県の流域下水道の負担金を含めまして、議員言われましたように282億円を予定してございます。内訳としまして、国庫補助金が約97億円、それから受益者負担金が、400円で計算してございますが約17億円、一般財源の繰入金が残りの168億円となりますので、よろしくお願いいたします。

〇総務部長(水谷洋治君)

それでは、私の方からは合併時におけます立田・八開地区の世帯数並びに人口等、順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、合併時の17年4月1日現在の立田地区の世帯数でございますけれど2,291世帯、人口といたしましては8,399人でございます。八開地区におきましては1,410世帯で4,968人でございます。立田・八開地区合わせますと3,701世帯で1万3,367人となります。

それから本年4月1日現在の立田・八開地区の世帯数並びに人口でございますけれども、立田地区におきましては2,339世帯、八開地区におきましては1,464世帯、合わせまして3,803世帯でございます。人口につきましては、立田地区におきましては8,182人、八開地区におきましては4,896人で、合わせますと1万3,078人となっております。ちなみに、世帯数におきましては立田が48世帯の増、人口としては反対に217人の減少でございます。八開地区におきましても54世帯ふえまして、人口といたしましては72人の減少でございます。そうすると、合わせますと立田・八開地区におきましては世帯数は102世帯とふえておりますけれども、人口といたしましては289人が減っておるというような現状でございます。

次に佐屋・佐織地区でございますけれども、合併当初の17年4月1日現在におきましては、

佐屋地区におきましては9,392世帯で3万300人でございます。佐織地区におきましては7,567世帯で2万3,505人でございます。佐屋・佐織地区を合わせますと、世帯数におきましては1万6,959世帯、人口といたしましては5万3,805人でございます。

本年4月1日現在で、佐屋地区におきましては世帯数で9,873世帯、人口は3万265人でございます。佐織地区におきましては7,963世帯で2万3,510人でございます。合わせまして、本年4月1日現在では佐屋・佐織地区は1万7,836世帯で5万3,775人でございます。ちなみに佐屋におきましては481世帯ふえまして、人口としては35人の減少でございます。佐織地区におきましても396世帯ふえておりまして、人口としては5人ふえております。合わせまして、佐屋・佐織地区では世帯数で877世帯がふえており、人口としては30人減っておるというような状況でございます。

続きまして、選挙の投票人の関係でございますけれど、まず最初に17年の初の市長選挙でございますけれども、投票率といたしましては、これは全体でございますけれど、67.28%でございます。期日前投票の投票者数におきましては、全体で2,763人でございます。内訳といたしまして、佐屋地区が1,304人、立田地区が226人、八開地区が178人、佐織地区が1,055人でございます。

次に市議会議員の選挙でございますけれど、これは平成18年に行われております。総投票率といたしましては72.48%でございました。期日前投票者数といたしましては3,719人でございます。内訳といたしまして、佐屋地区が1,765人、立田地区が403人、八開地区が340人、佐織地区が1,211人でございます。

また、平成21年、ことしの4月26日に行われました市長選挙と市議会議員の補欠選挙でございますが、これにつきましては市長選挙の率を申し上げます。総投票率といたしましては56.96%でございます。期日前投票者数といたしましては2,141人ございました。内訳といたしまして、佐屋地区が1,416人、立田地区が149人、八開地区が84人、佐織地区が492人。

以上のような結果でございます。よろしくお願いします。

〇9番(田中秀彦君)

御答弁、ありがとうございます。

市長に3点ほど質問をさせていただきたいと思いますが、当初4年間は融和という考え方でもって一体化を図ってきたと。ただ、この4年間でもって融和と発展ということを目指すんだというようなお話でございました。いわゆる合併して合併特例債が使える10年間で融和から発展へということは当然であろうかと思うわけですが、それの目的としまして、企業誘致、いわゆるマニフェストの5のゆとり、企業誘致ということが書いてございますが、そこの中において、いわゆる地区計画でございますが、これは佐屋のインターチェンジ近くの地区計画、今はゾーン計画だそうでございますが、それと佐織の塩田地区のゾーン計画ということが進行しておるやに聞いておるんですが、佐屋地区においては基盤整備のための道路設計を行うという今予算が出ておりますが、佐織地区においての予算が出ておりませんが、これはいつごろやられるかということと、それからもう一つは、私が今まで4年間感じたことで特に思いますのは、

斎苑建設、あるいは佐屋・立田給食センターの統合、あるいは勝幡駅前開発、次に恐らく市庁舎統合問題ということが二、三年先には実現されるんじゃないかと思いますが、この大型公共工事の計画立案段階での市民への説明が非常に私はちょっと不足しておるということが前々から指摘をしておりましたが、説明不足があるというふうに思います。今後、大型工事の施工について、計画段階からやはり市民にもよく知らせて、こういう工事をするんだ、こういうところでやるんだとか、逐一そういうことをやるべきであろうと、こういうふうに思うわけです。

また、実際、工事にかかった場合においては、厳正な競争入札をもとに実施をして、決して 疑惑を持たれないような方法と、どうも今までは手続上、法令遵守ではなくて少し拙速ぎみな 手続上のものがあったように見えると思います。ですから、着実に法令を遵守して、急がば回 れという言葉があるわけですが、もちろん期限もありますけれども、着実に実行していくとい うことが一番肝心なことだと思うんですが、どのような見解かお願いをしたいと思います。

〇市長 (八木忠男君)

大変、斎苑計画の中で皆さん方から御指摘いただきました広報、伝達不足ということは反省をしているところであります。まさに今後、事業推進の中におきましても、極力、広報などを活用しながら、情報をお伝えしてまいりたいと思っております。

そして入札などのお話もいただきましたが、まさにそのとおりでありまして、公正かつ毅然 としなくてはいけない、当然のことでありますので、そうした点を十二分に留意をして進めて まいりたいと思っております。

〇9番(田中秀彦君)

もう2点だけお聞きいたしますが、5の「ゆとり」、いわゆる活気ある明るいまちづくりの中の、JAと連携して特産物市場開拓、その次の観光協会の設立ということが書いてございますが、それから商工会との協働というようなことが、私はJAの特産物、その他というのは、これからの時代は農業従事者だけではなくて、商工業者とも、工業とは多少かけ離れますが、商業者ともよく連携を密にし、俗にコラボレーションと言いますが、よく話し合って、そしてお互いに協力し合えることは協力し合って、新しい特産物とか特産品とかということをつくるということが、JAにとっても大切であるし商工会にとっても大切であるということを私は思っております。ですから、農協は農協、商工会は商工会じゃなくて、要するにそこの接点をいかにするか、そして新しい特産物、特産品というのをつくるかということも大きな課題であろうかと思いますが、その点をお聞かせいただきたいのと、いわゆる観光協会と国際交流協会というのは、あくまで、市長の今の答弁でございますと民間で設立をしてほしいということでございますが、観光協会については少し話もしておるというお話がございましたが、いわゆる民間主導でやるのか、それとも、あくまで公共がやるのかということについてきちっと御答弁をお願いしたいと思います。

〇市長(八木忠男君)

農業ばかりでなくて、商工業、もちろん同じ考え方でおりますし、昨年でしたか、商工会さんの方では「愛西グルメ」ということで東京の方までも出向いていただいて、特産品を活用し

た、ギョーザとかお菓子とか、いろんな商品を新しく開発されてPRなどもしておっていただくわけであります。まさに一体となってという考え方に変わりはございませんし、観光協会についても、民間の皆さんの主導で進めたいと思っております。

〇9番(田中秀彦君)

それでは、次に公共下水の件でお尋ねしたいと思いますが、答弁でございますと、第1次認可区域214へクタールの工事の進捗状況は53%、そしてそれの供用開始は22年度、大体2,500世帯で、人口にしては、全部入っていただくと8,000人。それから、受益者負担金は全部入った場合ということでございますね、これは。2億3,000万が入るということだと思いますが、それにしても、今までの第1次認可区域工事費、これが48億円かかっておると。その中において内訳、先ほど申されましたが、約、下水道起債が30億、国庫補助金16.6億、県費が2,000万、市の負担金が1億2,000万ということで、市の負担金は非常にないわけですが、現実的には約30億の借り入れをしておるということですね。そうしますと、今後、平成44年の完成、先ほどお聞きしましたらすべて流域下水が完成した暁、これは平成44年ということになりますと、あと二十何年でございますね。我々は生きておるかどうかわからんわけですが、その財源は、いわゆる282億ということ、これ膨大な数字なわけなんですが、いわゆる、ここの282億の中で、国庫補助金は97億、それから受益者負担は17億、これは全部加入が入った場合ということの解釈でいいんですか。そうしますと一般財源は168億と。それに対しての利息がどれだけになるわけですかね。ちょっと教えてください。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

一般会計の繰入金になりますが、すべてが借り入れではございませんけれど、そのほとんどを起債の借り入れということになりますが、借り入れた分、約168億円でございます。それに利子が現在のところ87億円と見ております。よろしくお願いします。

〇9番(田中秀彦君)

今、水道部長が言いましたように、一般会計からの繰入金、いわゆる起債ですね。これはほとんど水道債の起債だと思いますが、168億を借りる。そしてそれに対する、たしか、私が財政課の方でお聞きしましたら、水道事業というのは28年の償還で据え置きが3年ないし5年ということを聞いておりますが、そうしますと、87億の金利というのは何%で見ておるわけでございますか、おおよそ。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

現在の金利が2%前後でございますので、2%で見た結果でございます。

〇9番(田中秀彦君)

私も財政課の方で今までの借り入れの分を見させていただきました。おおよそ1.8から2.2ということは、平均2%ぐらいではないのかなあと思うわけなんですが、これは二十何年先の返済ということになりましたら、当然のこととして、恐らく金利の、今は非常に低金利ということで非常に金利が下がっております。ただし、これ、国債を増発しておりますから恐らく金利も上がる可能性もありますね。そうしましたらこれは、2%が4%になりましたら倍の金利と

いうふうになるわけですね。ですから、それだけ払うということになるわけですが、この2%ですべて借りられるとしても、現実的には255億を約50年で返すということは、平均に直しますと年間約5億ずつは返していかなければいけないと。これは恐らく借りた年限とかいうことになりますから、カーブということになると思いますが、一番ピークは七、八億、下の方は3億ということになるかと思いますが、平均にしましたら5億ということですから、大きなこれは市の財政の負担になるのではないかということを御指摘したいと思います。

ですから、この公共下水につきましては、私が思いますのは、この流域下水道事業は平成44 年の完成予定と、全く長期にわたる事業であり、かつ多額の工事費を必要とする事業でありま す。この事業は流域市町村の事務組合で構成しておるわけですから、名古屋市が徳山ダムのよ うに「わし、一抜けた」と、導水の方を一抜けたというわけには私はいかないと思います。し かしながら、工事費及び維持管理費の今後の多額の費用がかかるということは、これは想定さ れるわけですから、今から、ここにおる議員、あるいは幹部職員の皆様も、大多数は、先ほど も申しましたように、恐らく二十何年先ですからおらないんじゃないかと、あるいはリタイヤ しておるんじゃないかと思うわけなんですが、しかし、後世の子や孫に大きな負担を残しては いけないのではないかと思いますから、今から手を打つ手だてはないのかなということを思う わけですね。やめろとは申しません、私は。やめろとは申しません。ですから、例えば、例え ばの話ですよ。例えば総額の予算を圧縮する方法はないのかと。前に岩間議員が言いました。 総額の予算を抑える方法はないのかと。あるいは安くできる工法というのは考えられないのか ということですね。それからもう一つは、愛西市が行うというのは幹線工事ではなくて面整備 ですね。ですから面整備ということでしたら道路を割ってやるとかが必要となりますから、道 路工事と並行してやるとか、そういうような工事の方法も考えなければいかんのじゃないかと。 下水は下水だけやって、道路工事は道路工事だけやるとか、そういう不経済なことじゃなくて、 同時にやれるところはやるとか、そんな知恵を絞る。あるいは、余りにも市街化調整区域の中 で、あるいは市街化区域の中においても一軒ぽつんと飛んでおるとか、こんなような方にとっ て、流域下水に入ってもらうというのは非常に非効率なわけです。ですから、そういう方には 合併浄化槽で対応していただくとか、そんな方法もあるのではないのかなと思うんですが、そ の点をお聞きしたいと思いますが。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

いろんな御提案をいただきましてありがとうございます。現在もなるべく工事費を抑えるよう努力はさせていただいておりますけれど、今後のことについてはちょっと私ではわかりませんけれど、今後も努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇9番(田中秀彦君)

あと10分だそうですから早くやります。

とにかく、とにかく後世に少しでも負担を残さないように努力するというのが我々の責務じゃないかと思いますから、努力をしていただきたいと思います。

次に地域間格差でございます。

これは、先ほど立田・八開、それから佐屋・佐織の人口比率、世帯数比率のデータを出していただきました。要するに、世帯数は立田であろうが八開であろうが佐屋・佐織であろうがふえておりますが、一けたずつ違うわけです。といいますのは、佐屋・佐織は約500、400と、我々の立田・八開は50前後ということですね。それから人口は、御存じのとおり立田さんは213人減っておる。八開は72人減っておる。ですから約290人ですね。それから佐屋・佐織は御存じのとおり30人しか減っていないということですから、確かに二極分化が人口比率からしても起こっておるということですから、私は生まれ育ったところが八開ですから、これはいたし方ないわけなんですが、何とか大都市名古屋の近郊においてもこういう過疎化ということも起こっておるんだと。過疎化と言ったら語弊がございますが、要するに人口減少が起こっておる。これは全国的なことだということだと思いますが、これをとめる方法をやはり真剣に考えないといかんのではないのかなと思いますが、その方法についてはどんなお考えか、一遍お聞きをしたい。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

大変大きな御指摘で戸惑っておりますが、ただ、愛西市の方で第1次総合計画を作成いたしました。その第1次総合計画に沿った形で20年3月に愛西市の都市計画マスタープランが作成をされております。その中で、議員は二分化というような表現をされましたけれども、土地利用図を見ていただきますと、立田・八開地区については田園ゾーンといった位置づけがしてございます。これは、総合計画も都市計画マスタープランも愛西市の大まかな方向づけを示すものでございますので、総務部長がお答えをしておりますように世帯数等もふえておるということですので、田園ゾーンとして保ちつつ、そういう動きの中であることはやむを得ないというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〇9番(田中秀彦君)

ない知恵を絞って私も考えますから、ひとつ建設部長、ないし皆さんも考えていただいて、何とか人口が少なくならないように、新しい血を入れなければ新しいものは起こってきませんから、そのようにお願いしたいと。

それから最後に、期日前投票の件でございますが、これも数値を示していただきました。これは、投票総数その他によって違いますから一概には言えませんが、明らかに市長選のときに、17年の市長選では全部で2,763人、それが21年では2,141人、しかも地区別に見ましたら、17年は佐屋1,300人、佐織1,055人ということですが、21年ですと佐屋は1,416人、佐織は492人というふうにもう半減しておりますね。ですから、これは一概に、投票率とかそういうことがありますから言えません。言えませんから、次回の市議会の選挙、これの結果を見て、ひとつ総務部長、一度、非常に不公平があれば見直すべきではないのかなと思います。なぜかといいますと、民主主義の基本は選挙であるわけです。民主主義の基本は選挙であるわけです。皆さんが投票して、選挙で選ばれた方が出てくるというのが基本ですから、やはりそれは不公平があってはいけないと思いますから、一度、すぐには決めたことはやれませんから、次回の市議選の結果を見て、見直すべきは見直していただきたいということを要望して、質問を終わります。

〇議長(加賀 博君)

これで9番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時50分再開といたします。

午後2時40分 休憩午後2時50分 再開

〇議長(加賀 博君)

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位11番の25番・加藤敏彦議員の質問を許可いたします。

〇25番(加藤敏彦君)

きょうは4項目についてお尋ねをいたします。一つ目には住民懇談会の開催と住民投票条例の制定について、二つ目には平和行政の推進について、三つ目には介護認定の基準変更に伴う 影響について、四つ目は公共下水道の料金と今後の普及率についてであります。

まず一つ目の、住民懇談会の開催と住民投票条例の制定についてでありますが、八木市長は4月の選挙で再選され、今後4年間、愛西市の市政を負託されました。市長は、「八木忠男ローカルマニフェスト」で「人々が和み、心豊かに暮らすまち」をスローガンに、基本政策として六つの柱を示されました。これは市長の公約でありますので、実現に向けて努力されると思います。

さて、愛西市は4年前、対等合併ということで、海部西部の4町村が合併して誕生いたしま した。いろんな問題を抱えながら歩んでいると思います。今、市政は、主人公である市民にと って、合併して何もいいことがないとか言われるのではなく、合併してよかったと言える市政 を進めることが、市長を先頭とする行政と市議会の仕事だと思います。

愛西市の合併は、住民投票を行うこともなく決定されました。住民に約束されたのは、合併 協定の中身であります。できるだけ住民の声を聞き、旧4町村が一つにまとまっていくように、 強制ではなく自覚的にまとまっていくようにすることが大事ではないでしょうか。

今回、住民懇談会の開催について質問するのは、住民の生の声を聞く機会をふやす必要があると考えるからです。この4年間、住民懇談会のような場を持たれたのは、斎場建設に伴う住民説明とか総代制をお願いする住民説明会とかの印象を受けます。住民懇談会について前回質問したときの答弁は、住民の声を聞くためには、ふれあい箱を設置している、メールで要望や意見を聞いている、名前があれば返事も出している、広報でも紹介しているというような答弁だったと思います。市長は確かに住民の声を聞く姿勢はあると思います。しかし、積極的ではないと思います。佐織町長時代には五つのコミュニティセンターで住民懇談会を開催していたと思いますが、住民懇談会の経験はお持ちです。愛西市は四つのそれぞれ違った自治体が合併によって半強制的に一つになったまちと考えます。市長が言われる「心が和み」のまちづくりのためには、コミュニケーションが大切だと考えます。佐織町長時代とは違って仕事も責任も大変だと思いますが、せめて旧自治体ごと、4地区ごとに年1回は開催すべきだと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

次に、住民投票条例の制定についてお尋ねをいたします。

午前の一般質問でも、永井議員が庁舎の統合について質問を行い、愛西市は、これまでの4年間は合併協定の内容の実施、そしてこれからの4年間は合併協定の内容が必要な場合は変更が行われる。庁舎の問題はその象徴だと思います。市民が市政の主人公であるためには、合併協定の重要な変更をする場合は住民投票で市民の意思を聞く、また市民にとって重要な事項の要望があれば住民投票を行う、そういうルールづくりが必要だと思います。3月議会では伊賀市の自治基本条例を紹介しましたが、この条例の中にも住民投票について明記しております。3月議会では市長は「自治基本条例について勉強してみたい」と答弁がありますが、今後、愛西市が市民の意思が反映される行政を進めていく上でも、住民投票条例、自治基本条例の制定を検討し、提案していただきたいと考えますが、市長の見解はどうでしょうか。

第2項目め、平和行政の推進について質問いたします。

今、平和をめぐる情勢、核兵器廃絶の動きが大きく変わってきました。4月にアメリカのオバマ大統領がチェコのプラハで、「アメリカは核兵器を使用した唯一の核保有国として行動する道義的責任がある。アメリカは核兵器のない世界を目指す」と演説し、ロシアのメドベージェフ大統領も、4月20日、アメリカとの間で核兵器削減の新たな交渉を始めることについて、「その条約に関する仕事は核兵器のない世界へと動くプロセスを促進するもの」と語っています。世界の95%の核兵器を保有するアメリカとロシアが核兵器のない世界の目標を共有し、そのために努力するならば、核兵器問題は大きく前進いたします。この流れを促進する動きとして、5月17日には、ノーベル平和賞を受賞した17人が、各国の政治家や市民に対し核兵器廃絶に向けて行動するように訴える「ヒロシマ・ナガサキ宣言」を発表いたしました。また、日本共産党の志位和夫委員長も、4月28日、オバマ大統領の発言を歓迎し、核兵器廃絶を主題とした交渉の開始を要請した書簡をオバマ大統領に送り、米政府からは、「どうすれば最良の方法で核兵器のない世界を実現することができるかについての考えを伝えていただいた。あなたの情熱をうれしく思う」という返書をいただきました。志位委員長は、この返書が日本政府の協力を期待していたことを受け、麻生太郎首相や衆・参両院議長と懇談するなど活動を広げています。

核兵器廃絶については、来年5月に核不拡散条約再検討会議が国連で開催されますが、その 準備委員会では、核兵器廃絶の明確な約束を明記した議題を決定いたしました。しかし、核兵 器廃絶に向けて世界が大きく動き出したときに、北朝鮮が5月25日に核実験を強行する暴挙を 行いました。これは核兵器廃絶を切望する国際世論への重大な挑戦です。愛西市議会もこの北 朝鮮の暴挙に、今議会の初日に抗議の決議を行いました。

市長にお尋ねをいたします。アメリカのオバマ大統領の演説、そして北朝鮮の核実験強行についてどのように受けとめられておられるか、市長の考えをお尋ねいたします。

次に、愛西市の平和行政の推進についてお尋ねをいたします。

愛西市は、合併した旧4町村の平和行政を引き継ぎ、平成17年9月には非核平和都市宣言を 行い、新たな平和行政の推進を行ってきました。中学生の代表を被爆地広島に派遣する非核平 和広島派遣事業、折りヅルを募集する平和コーナーの設置、非核自治体協議会が所有している原爆パネルの展示と、充実が図られてきました。そして6月9日には、東京を出発した国民平和大行進が愛西市を訪れ、ことしは山田副市長と加賀議長に激励のあいさつをいただき、また市長さんや議員の皆さんからいただいた「核兵器のない世界を」の署名を渡すことができました。ありがとうございました。愛西市の平和行政を一層充実し、一日も早く核兵器をなくしていく、戦争のない世界を目指していくことにつなげていきたいと思います。

ことしの広島派遣事業、平和コーナー、原爆パネル展示など、平和行政についてどのように 計画されているかお尋ねをいたします。

次に3項目めとして、介護認定の基準変更に伴う影響についてお尋ねをいたします。

4月より介護認定基準が厳しくなり、介護サービスを受ける住民にとって不安が出てまいりました。厚生労働省の介護保険の迷走、新介護認定基準の対応はひどいものであります。介護関係者を初め多くの国民から、介護度が軽くなる、介護の切り捨てと、この新介護認定基準に批判が出ました。この批判に対して厚生労働省は、3月16日には問答集を出し、そして見直しについては延期しませんと、問題なしの通知を出しましたが、ところが1ヵ月後の4月17日、今度は経過措置取り扱いの通知を出しました。介護保険利用者への経過措置希望調書や説明のチラシの配布など、この経過措置の対応は、市町村の介護従事者、担当者が走り回ることになりました。政府の介護認定制度の変更は、この給付費削減のため軽度者をふやすねらいで始まったものであります。舛添厚生労働大臣も「2,200億円を含め、政府全体の方針として社会保障を切り詰めていこうという議論の中で役人がシミュレーションした」と述べ、社会保障切り捨て路線が背景にあります。国会の議論で先ほど紹介しました希望すれば以前の認定を継続できる経過措置が設けられましたが、新制度が中止されたわけではありません。さらに、厚生労働省の考えていることは、この新介護認定は介護給付削減の第一歩、そういうことがこのほど明らかになりました。厚生労働省の内部文書によると、介護保険の給付対象者を要介護2以上の中重度者に限定する計画も持っております。

この介護保険の認定基準変更に伴い、愛西市においてはどのような影響が出ているのか、市 としての対応はどうかをお尋ねいたします。

次に4項目めとして、下水道料金と普及率についてお尋ねいたします。

今議会には公共下水道の受益者負担金の議案が提案され、愛西市の公共下水道の料金が、使用料においても、また負担金においても明らかになりました。使用料は1立米当たり150円で、国の指導もあり高い料金となりました。今回の受益者負担金も、負担金のあり方、金額が矛盾のあるものとなっております。特に受益者負担金については、日光川下流流域下水道の区域内でも、八木市長が調整を呼びかけられましたが、今はばらばらになってきております。今回、愛西市は隣の津島市に合わせて1平方メートル当たり400円の受益者負担金を提案されておりますが、同じく隣の弥富市は、財政計画の見直しを行い、条件設定として期間を20年から30年に延ばし、受益者負担金を「1平米350円」から全く負担徴収しないということに切りかえ、そして使用料単価を1立米当たり「125円」から「157円50銭」、維持管理費は、供用時は1立

米当たり111円、翌年から逓減して17年以降では1立米当たり40円で下げどまり。この下げどまりを、今回、使用後最初の10年間は1立米当たり100円、11年目から逓減して1立米当たり50円で下げどまりと、内容を大幅に変更いたしました。同じ流域下水道で隣同士で、一方は受益者負担金を徴収、もう一方は徴収なしで、これでは住民の不満が出てまいります。今回受益者負担金の条例案が提案されておりますが、どうしても徴収しなければならないものなのか。愛西市も弥富市のように受益者負担金なしの料金体系が検討できるのか、また検討した場合に数字的に財政的にどうなるのかお尋ねをいたします。

公共下水道事業はいよいよ来年から供用開始になる事業ですが、そのレールの敷き方次第では、利用率、水洗化率が大きく変わっていくのではないでしょうか。弥富市は水洗化率については、1年目が20%、2年目が40%、3年目が60%、4年目が80%、5年目で95%の設定をしておりますが、愛西市と比べ受益者負担金がない分だけ早く水洗化が進むのではないかと考えられます。私は、この早く準備を進めるために今議会に下水道の議案が提案されておりますが、しかし、一度レールを敷けば、なかなか変更はできません。大局的な見地に立って、この受益者分担金を含めた下水道料金について再考されることを求めます。

以上、4項目について質問をいたします。市長及び担当者の誠意ある御答弁をお願いいたします。

〇市長 (八木忠男君)

加藤敏彦議員の質問にお答えをいたします。

住民懇談会についてでありますが、これもきのうもお答えをしてまいりました。御質問でお話がありましたように、総代制、消防団の再編、斎場建設、あるいは下水道整備などなど、その折々に説明を地区ごと、4地区もしてまいりましたし、あるいは重点的に総代制につきましてはいろんな町内へも説明に上がったわけであります。広報、ホームページ、あるいは一部にはチラシなどでお伝えをし、広報にも質問などの答えも掲載をしてきているところでありまして、きのうもお答えしましたように、いろんな状況を判断しながら、手法なり必要性を検証して進めてまいりたいと思っております。

そして、北朝鮮の核実験についてどう思うか。まさに唯一の被爆国のすぐ近くでそうした暴挙が起こったわけでありまして、議会におかれましても招集日に早速決議をしていただいております。当然、だれが考えても暴挙にほかならないわけでありますので、そうしたことで一層、その核実験についてもきちっと自分なりの意見も伝えてまいりたいと思いますし、6月3日に全国市長会がありました。その場でもこの件に関しまして決議をしたわけであります。「北朝鮮核実験実施に対する抗議と核兵器の廃絶を求める緊急決議」ということで、全国市長会でも決議がなされたところであります。まさに許されることではないということを思っております。そして、オバマ大統領の件はどうかとの御指摘でありますが、これも、歴代の大統領の中ではなかった発言と。しかも、多くを保有している国のトップとしての発言であり、大変称賛もされ、驚きも世界に届いたというような報道もあるわけであります。まさに世界じゅうでこうした核の廃絶が一層進むことを望んでいるところであります。

以上申し上げ、あとは担当の方より御答弁をさせていただきます。

〇企画部長(石原 光君)

それでは、住民投票条例の関係につきまして、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

この住民投票条例の関係につきましては、自治法によって認められている制度でございますが、改めて愛西市としてこの住民投票の仕組みをつくる考え方は現時点では持ち合わせておりません。

御発言がございましたように、他市の状況を見ますと、その合併の是非を問う事案について 住民投票条例が制定されております。また、3月の議会でも御質問いただきました自治基本条 例、そういった中にはこういった規定がされておることはよく承知はしております。午前中の 永井議員にも市長の方からお答えをさせていただいておりますように、この問題に限らず、や はり市民の代表でございます議会の皆さん方とよく協議して進めていく問題ではないかなあと いうふうに理解しております。以上です。

〇福祉部長(加賀和彦君)

それでは私の方から、広島派遣の件と平和コーナーの件でございますが、広島派遣につきましては、新型インフルエンザが関西で発症したというときには、一部の自治体では中止にしたというような新聞報道もございまして、私どももどうしようかという相談はしたことがございますが、ことしも例年どおり広島の方に派遣をするということで進めております。

それから平和コーナーでございますが、ことしも、4ヵ所の庁舎、あるいは福祉センターで3ヵ所、それから他の公共施設、保育園、児童館、そういったところにはまたお願いをして進めていく予定をしております。それからパネル展示等も計画をいたしております。以上でございます。

すみません。介護認定の件もございました。申しわけありません。

介護認定の件でございますが、変更に伴う影響とその対応ということでございますが、私ども、5月7日から更新の方の認定審査を始めたわけでございます。それで、6月3日まで8回行われまして、その中で121件の更新の方の介護認定を行ったわけですけれども、その結果を少しお話をさせていただきたいと思いますが、1次判定で前回の更新前より下がった方は57件で47.1%でございます。上がった方が21人で17.36%、変わらなかったという方は43人で35.54%。これが2次判定になりまして、前回の更新前より下がった方は42件で34.7%、上がった方が24人で19.83%、不変の方が55人で45.45%ということで、1次判定から2次判定に審査委員さんの審査によりまして15人の方が上がっているという結果でございます。先ほども議員がおっしゃられましたように経過措置がございますので、こういった結果にはなりましたけれども、最終的に経過措置をとりまして、2名の方のみ新しい判定で構わないという方がお2人見えましたもんですから、その方々は前回より下がっているわけですけれども、あとの方は従前の判定になりまして、サービス等につきましては変わりなく利用していただいておると、そういう状況でございます。よろしくお願いいたします。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

公共下水道事業について御質問でございますのでお答えをさせていただきます。

まず最初の、負担金をなくした場合、検討されたかということでございますが、議員も御承知のように、本市は大変財政状況がよくないことと、下水道の整備地区と未整備地区の均衡を保つため、整備された地区の方から今回の受益者負担金をいただくものでございますので、なくした場合のことについては検討はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

次に水洗化率でございますが、先ほど弥富さんの水洗化率をお示しでございますが、当市としましても、初年度20%、2年度40%、3年度60%と見込んでおります。よろしくお願いをいたします。

次に、下水道料金の再考をということでございますが、こちらにつきましても、平成18年に 1立方メートル当たり150円を下回る料金を設定した場合、交付税措置がされないということ で政府から通達がございましたので、その金額をつけさせていただきましたので、よろしくお 願いいたします。

〇25番(加藤敏彦君)

それでは再質問を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

まず、住民懇談会について市長にお尋ねをいたしますが、やっぱり本当に市民の声を聞く、生の声を聞く、直接聞く、この間、市長が言われたように、斎場とか総代制とか、そういう問題について住民への説明を行ってきて、やはり住民懇談会、例えば年1回とか地区ごととか、そういうものは行われていなかったと思いますが、私は、合併して、また2期目に入って、こういう時点で住民の声を聞く場を設けることは大変意味のあることだと思いますが、この必要性については市長は感じておられるのか、全く今までどおりで、ふれあい箱とかメールとか、そういう必要な場合でも説明とかで十分と考えているのか、やれたらやった方がいいとか、そういう必要性についてどの程度考えておられるでしょうか。

〇市長 (八木忠男君)

佐織時代もそうした経験をしてきておりますし、隣の蟹江町さんもしてみえるお話も聞いております。内容についてはいろいろお聞きをしているわけでありますけれども、今提案をしております給食センターも地元さんの方へ当然説明にお邪魔しますし、いろんな意見は伺ってまいります。事務事業を進めていく折々にそうした考え方で、必要性はあるということで説明会などなど進めてまいります。今の、懇談会を今すぐという考え方は現在持ってございません。

〇25番(加藤敏彦君)

お尋ねいたしますが、ちょっと趣旨が違うような気がします。市長はやっぱり必要に応じたら説明に行くと。私はやっぱり定期的に年1回とか、佐織時代にやったような、ああいう懇談会をぜひ開いてほしいというふうに思うんですね。テーマを限定せずにやるような住民懇談会を、皆さんの生の市政に対しての意見を聞けるような懇談会を開いていくべきだ、開いてほしいと思うんですが、その点についての必要性はどうでしょうか。

〇市長 (八木忠男君)

御意見として承っておきます。きのうも答弁させていただいたとおりの現在の考え方でございます。

〇25番(加藤敏彦君)

住民懇談会というのは市民の声を聞く一つの方法です。それで、きのうもメールでどの程度 住民の声が届いているかという紹介がありましたが、ふれあい箱についてはどの程度か紹介が なかったので、ひとつ紹介していただきたいと思います。

〇総務部長(水谷洋治君)

ふれあい箱の関係でございますけれど、平成17年におきましては76件です。それから20年度におきましては96件ということで、ちなみに18年度におきましては、ふれあい箱101件、19年度におきましては、ちょっとデータが中途半端になっておりまして、とりあえず9月の時点では60件ということで、ふれあい箱そのものというのはほぼ同年並みの推移でございます。

〇25番(加藤敏彦君)

ふれあい箱の数にしても、メールの数にしても、特にメールは半分ぐらいに、きのうの紹介、229件から101件という形で減っておりますので、やはり市政に対しての市民の声が、「言ってもしようがないわ」というような声が広がっているんではないかという心配をするわけでありますが、そういう点では本当に、住民懇談会を開いて生の声を聞く場を設けていただくことが、市民の声を積極的に反映される一つの機会になるんではないかと思います。日本共産党議員団も市政アンケート、住民アンケートというのを必要に応じてやるわけですが、その数からいってもやはり少ないんではないかと思うんですね。そういう点では、例えば広報に年1回、市長への手紙とか、そういうものを入れていただいて、切手を張らずに無料で返るとか、ふれあい箱に投函していただくとか、そういうことをやっぱりやっていただくことが、今、愛西市の中では、市民の声が積極的に市政に反映される方法として、住民懇談会が開催されないならば必要ではないかと私は思うんですけれども、市長、どう思われますか。

〇市長 (八木忠男君)

参考に承っておきます。

〇25番(加藤敏彦君)

参考に承っていただきましたので、ぜひ、実現することも含めて承っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから住民投票条例についてですが、これは3月議会の自治基本条例の中でも紹介して、これについては考え方を持っていないと。担当の部長が持っておりませんので、市長も当然持っていないということになりますが、ただ、本当に開かれた市政、市民が主役になるような市政を考えていくならば、やっぱりこういうものについてどこかで検討しなければならないと思いますが、3月議会では自治基本条例については、そういうことは聞いているので勉強もというような答弁もありましたが、市長、その勉強はどの程度、選挙もありましたのであんまり時間はなかったと思いますが、自治基本条例についての勉強は深めていただいたでしょうか、市長さん。

〇市長 (八木忠男君)

まだしてございません。

〇25番(加藤敏彦君)

これは本当に大事な問題ですし、ぜひこの任期中に勉強していただき、提案というところまで勉強していただきたいと思います。これは強く要望しておきます。

次に平和行政ですね。平和行政についてお尋ねをいたします。

市長のオバマ大統領の演説についての見解、また北朝鮮の核実験についての見解をいただきました。そのとおりであります。

北朝鮮の核実験については、6月3日、全国市長会で議決をされたという形で、市長としても一つの意思表示の場を得たと思います。北朝鮮の核実験は、今回2006年に続いて2回目で、前回は佐藤議長の呼びかけで、市長、議長が連名で抗議電を打っていただいたんですけれども、愛西市は非核自治体協議会に入っております。長崎市が事務局で、事務局の長崎市からもこういう核実験が行われると要望のような連絡というかメールが来ると思いますけれども、そういう形で積極的に対応することもできたと思うんですけれども、そういう点では市長や担当の対応はどうだったんでしょうか。

〇福祉部長 (加賀和彦君)

今、自治体協議会の会長は長崎でお願いしておるわけですけど、そちらの方から抗議を出しましたよという通知は来ております。それぞれで何か対応があればお知らせくださいということで、私どももいろいろ非核自治体宣言等確認をさせていただいたわけですけれども、そういった中での、6月3日を迎えて市長さんの方ではやっていただきましたということでございますので、よろしくお願いいたします。

〇25番(加藤敏彦君)

はい、わかりました。

中学生の広島派遣事業でありますが、これについては、新型インフルエンザが心配されておりますが、例年どおり派遣する予定だということで心強く思います。

あわせて、中学生が毎年感想文を書いてくれるんですけれども、これは愛西市のホームページにも見られるようになっておりますし、また文化祭等でも展示をされますが、先ほどのふれあい箱への回答ではありませんけれども、ぜひ一人でも二人でもこの代表者の感想文を広報に紹介していただきたいと思いますが、どうでしょう。

〇福祉部長(加賀和彦君)

広報にということでございますが、広報等にはスペースの限りがございますので、なかなか難しいかと思います。あと、私ども中央図書館の資料室の方に、平成5年から旧佐屋町は行っているわけですけれども、平成5年から昨年度までの分がファイルにとじていつでも見ていただけるような状況にしてありますので、そちらの方も御活用いただければありがたいかなというふうに思っております。

〇25番(加藤敏彦君)

引き続き平和コーナーについてお尋ねいたしますが、昨年と同様、四つの庁舎と三つの福祉センター、プラス他の施設に呼びかけるということですが、原爆パネル展は昨年は佐織公民館で展示していただき、平和コーナーも設けていただきましたが、私はこの原爆パネル展を、佐織公民館だけでなく、市内の各地区で巡回して展示して、広く見ていただけるような取り組みをしていただきたいと思いますが、ことしはこのパネル展示の計画は具体的にどうなっておるでしょうか。

〇福祉部長(加賀和彦君)

まず折りヅルの、平和コーナーといいますか、折りヅルの実施をいたしますときに、協議会のパネルを展示する予定をいたしております。それから文化祭におきましても、市のパネルを掲示する予定をいたしておりまして、今年度は2回実施する予定をいたしております。

〇25番(加藤敏彦君)

原爆パネルですけれども、今特に質問したのは、非核自治体協議会、津島市が保管管理しております大きいパネルを、昨年は佐織公民館でコーナーを設けて展示していただきましたが、ことしはどういう計画になっておるでしょうかという点ですが。

〇福祉部長 (加賀和彦君)

この間、確認を、そのパネルの件があったもんですから確認させていただいたら、津島市さんはその協議会を脱退されまして、今パネルは長崎の方へお返しになったということで。しかし、宅配便でやりとりができますので、ことしも佐屋の方でパネル展示をやる予定をいたしております。

〇25番(加藤敏彦君)

非核宣言の先進地の津島市が脱退するのは大変びっくりした報告だったんですけれども、長 崎の方から借りて展示するということですね。

〇福祉部長 (加賀和彦君)

協議会の事務局は長崎でございまして、そちらの方へ確認をして、宅急便でやりとりをする ということで準備を進めておりますので、よろしくお願いします。

〇25番(加藤敏彦君)

そういう点では去年よりも積極的な対応を計画していただいておりますので、大変うれしい ことだと思います。

それで、展示はそれぞれに分散して展示をするということですか。それともコーナーを設けてまとめて展示をするということでしょうか。

〇福祉部長(加賀和彦君)

協議会で持っているパネルは結構大きいものですから、あんまりスペースもとれないという ことで、佐屋で今回やる予定をしておりますが、佐屋の方でまとめてやるつもりはしておりま す。

〇25番(加藤敏彦君)

その点をちょっとお尋ねしたかったわけですね。佐屋の公民館でまとめて展示をしていただ

くということで、去年は佐織で展示をしていただきましたが、ことしは佐屋で展示していただきますので、また佐屋の住民の方には広く見ていただけると思いますので、大変うれしいことだと思います。

あと、平和コーナーは、ことしは何日から何日まで実施する予定でしょうか。

〇福祉部長(加賀和彦君)

次回7月の広報に掲載をさせていただく予定をしておりますが、7月1日から17日までの約2週間強の予定をいたしております。

〇25番(加藤敏彦君)

じゃあ、それに合わせてまたたくさんの折りヅルが寄せられるんではないかと思いますが、 平和コーナーについて、また折りヅルについてお尋ねいたしますが、ことし、国民平和大行進が来たときに、市長さんや議員の皆さんの核兵器廃絶の署名を手渡したんですけれども、やはり折りヅルだけでなく、核兵器廃絶の声をどう広げていくかということがもう一つでは重要なことだと思いますけれども、この核兵器廃絶の呼びかけるポスターを掲示したり、また署名用紙を置いたりすることはできないでしょうか。

〇福祉部長(加賀和彦君)

先ほども申し上げましたように、パネルで結構大きいものですから、そのスペースの問題がありますので、その辺は、あまりこれだけで場所をとるというわけにもいきませんし、その辺、よろしくお願いしたいと思います。

〇25番(加藤敏彦君)

スペースの問題があるそうですが、ぜひ、可能な限りお願いしたいと思います。

それから、一昨年は2万7,000、昨年は3万1,000という形で折りヅルが伸びております。平和行進の副市長のあいさつの中でももっとたくさん中学生に携えていきたいというあいさつもあり、3万を超えると、それは職員の方が千羽ヅルをつくっていただいて、その分だけ大変な仕事になっておるわけですが、市民の皆さんに、ツルを折るだけでなく、千羽ヅルづくりについても協力していただける方を呼びかけたらどうかということでお話もしておりますが、そういう点はどうでしょうか。

〇福祉部長(加賀和彦君)

正直言って、1,000羽まとめるのは大変な作業で、集まりぐあいといいますか、それぞれ各施設にも、きちっと1,000羽にして持ってきてもらうようにというようなことで頼んだり何かして、いろいろ工夫しておりますので、よろしくお願いします。

〇25番(加藤敏彦君)

千羽ヅルにする作業については、市民に呼びかけるということではなくて、いろんな協力を 得ながら市の方でやっていただけるということで確認をしておきたいと思います。

それでは、三つ目の介護認定の基準変更に伴う影響についてですけれども、福祉部長の方から、5月7日から更新が始まり、そして121件についての結果を紹介されました。それで、変更になった15人のうち2名の方が新基準で介護サービスを受けられるという報告でしたが、4

月からこれまで介護認定を受けられた方は、引き続きこれまでの継続ができるという措置でありますが、新しい方にはそれが適用されないと思うんですけれども、そういう新しい方の例はなかったんでしょうか。

〇福祉部長 (加賀和彦君)

新規の方のデータはちょっととっておりませんので、更新の方についてのみいろいろデータをとりましたので、すみません。今ここではちょっと手持ちの資料はありませんので、よろしくお願いいたします。

〇25番(加藤敏彦君)

介護認定の新規の方は旧来の認定基準を受けられないという形で、新規の方についてもまた、 委員会もありますので御紹介いただきたいと思います。

それで、介護認定の基準変更が4月から新しい基準ということで通知がありながら、4月17日に経過措置として、これまで希望される方はいいんだよという形で通知があって、対応、通知や徹底が大変だったと思うんですけど、そこら辺ではスムーズにいったのでしょうか。

〇福祉部長(加賀和彦君)

確かにもう既に書類等をいただいている方もありまして、経過措置のアンケートにつきましては、認定審査をやる前にとってきなさいということでしたもんですから、既にそういった調査なんかも終えてしまって、審査会にかけるような状況の方もありましたので、急遽ですけど、職員の方が手分けをしてアンケートをとったということでございます。

〇25番(加藤敏彦君)

この介護認定の経過措置ですけれども、これはいつまで認められる制度でしょうか。

〇福祉部長 (加賀和彦君)

国の方も、介護認定を一度検証して見直しをするというようなことも言っておりまして、それがまとまるまでということで聞いております。以上でございます。

〇25番(加藤敏彦君)

介護保険の介護認定の検証ということですが、どのくらいの時間というふうに受けとめたら よろしいんでしょうか。何ヵ月とか何年とか、どのくらいで検証がされると想定したらいいん でしょうか。

〇福祉部長(加賀和彦君)

すみません、厚生労働省がやる作業でございます。私どもとしてはちょっと何とも申し上げられませんので、よろしくお願いします。

〇25番(加藤敏彦君)

この介護認定の新基準というのは、そもそも国が社会保障費の2,200億円削減の中で出てきた、国民にとっては迷惑な話でありますので、本当に介護サービスを受ける人の立場で介護サービスが受けられるようにしていくためには、やはり白紙に、中止、もう一度戻して、しっかりと考えていただきたいというふうに思っておりますので、やっぱり現場の声も必要に応じて反映していただきたいと思います。

それでは4項目めの下水道の料金と普及率についてお尋ねいたします。

受益者負担金については、部長の方から、財政状況、また下水道の利用地域と、また今後の地域の均衡を保つためには必要だというふうに説明でありましたが、法律的にはどうしても徴収しなければならないものなのでしょうか。弥富市が負担金なしですから多分そうではないと思いますが、どうでしょうか。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

法律的にはできる規定でございます。よろしくお願いいたします。

〇25番(加藤敏彦君)

法律的にはしなくてもいいということですね。

市としては、今回、公共下水の料金について提案しておるわけですから、理論的な話という ふうになりますけれども、この受益者負担金なしでの料金体系というのは、考えた場合にどん な形になるんでしょうか。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

先ほどもお答えいたしましたが、負担金なしでは料金体系については考えてございませんので、申しわけございません。負担金をなくす場合、市費の支出がそれだけふえるということになりますので、その点もよろしくお願いいたします。

〇25番(加藤敏彦君)

上水道の場合だと、やはりそういう資本投下の部分も料金に上乗せされ、また資本の部分も 回収されていくと思いますけれども、その料金に反映されるような体系になるんではないかと いうようなふうにも思いますけれども、やはり負担金相当部分については市費負担という考え でしょうか、どうでしょうか。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

現在のところ市費で負担をする考えでございますが、料金に反映させる場合、現在、政府からの通達の150円に下げてございますが、これをもとの料金でいきますとこの倍以上の金額になりますので、その点、よろしくお願いいたします。

〇25番(加藤敏彦君)

下水道については田中議員が財政問題をお尋ねされました。その中で、受益者負担金の総額として2億3,000万円という数字が出ております。それで、2,500戸を対象で計算しますとこれは、例えば農業集落排水のように1戸当たりで割っていきますと9万2,000円ぐらいになって、こういう負担金のかけ方の方が、雨水を利用しない下水道については合理的ではないか、水道の口径に合わせて徴収する方が合理的ではないかと思うんですけど、金額的にはやはり10万ぐらいに平均でなるということでよろしいですか。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

すみません、1点訂正をさせていただきます。2億3,000万円につきましては、1次認可区域、214へクタールについてかかるもので、2,500戸にかかるものではございませんので、よろしくお願いいたします。

〇下水道課長 (伊藤稔秋君)

先ほどの2億3,000万円の負担金の額ですが、来年度22年4月、供用開始区域の分でございます。よろしくお願いします。

〇25番(加藤敏彦君)

今の下水道課長の答弁でいきますと、2,500じゃなくて500で割るわけですね。供用開始は 500戸ですよね、1年目は。

〇下水道課長 (伊藤稔秋君)

当初の接続戸数の500世帯という意味ですか。それは、供用開始する区域が2,500世帯で、それの20%を見て500世帯と言っておりますので、先ほどの2億3,000万円につきましては平成22年4月に宅地内排水設備工事をしていただければ使っていただける区域の方ですので、その500世帯とは違います。2,500世帯の方になります、2億3,000万の方は。よろしくお願いします。

〇25番(加藤敏彦君)

あまり数字の細かいことを言っておりますとわからなくなりますので、また整理して教えていただきたいと思います。

あと下水道の普及率ですけれども、大変心配するのは、隣の弥富市がこの受益者負担金なしでスタートして、5年後には95%まで持っていこうという計画ですが、やはりこの負担金の問題、それから宅内工事の問題がありますので、最初は要望のある方はすぐやっていただけるので20%が可能かもしれませんけれども、やはり5年後に大きな差が出てくるんではないかという心配はするんですけれども、その点の見通しですね。部長の答弁でいくと、3年目の60%で、4年目、5年目の数字はなかったんですけれども、先の数字も含めて御答弁いただきたいと思います。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

将来の見通しでございます。 4年目につきましては80%、5年目以降95%と予定でございますので、よろしくお願いします。

〇25番(加藤敏彦君)

議案として提案されておりますので、私は大局的な見地に立って再考をということで市長にもぜひお願いしたいんですけれども、市長の立場からは大変厳しい意見だと思いますけれども、ただ結果として、受益者負担金を取る愛西市と取らない弥富市では、やっぱりこの普及率、また早く普及すればそれだけまた財政的にも潤うわけですから、前向きな形になるわけですから、そういう点では本当に再考していただき、できるだけ下水の普及が早くいく形での決断を再度お願いしたいと思いますが、これは要望にしておきます。

以上で一般質問を終わります。

〇議長(加賀 博君)

これで25番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時55分再開といたします。

午後3時45分 休憩午後3時55分 再開

〇議長(加賀 博君)

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位12番の11番・真野和久議員の質問を許可いたします。

〇11番(真野和久君)

それでは、最後の質問ですが一般質問を行います。

今回の一般質問では2点について質問を行います。1点目が地域経済振興政策について、2 点目が生活支援対策についてです。これまでも何度となく行ってきていますが、それらを踏ま えながら重点的に今回はこの2点について質問します。

1点目の地域経済振興政策についてです。

それについてまず最初に、企業誘致の現状と今後の対策、課題について質問します。

愛西市は総合計画や都市計画マスタープランなどで、弥富インターチェンジ周辺、また佐織の下萱津・佐織線の南地域を産業ゾーンとして、市の企業誘致に向けた全体的な計画と連動した工業用地の供給とか、新たな産業の計画的な立地誘導を図るというようなことを決めております。そして整備を進めることになっています。そして、さらに市は、これまで県の職員を派遣してもらって誘致活動を行ってまいりました。その成果がどのようなものか、まず確認をしたいと思います。

また、企業誘致に期待されることとしては、市税収入の増加やこの地域の雇用の確保などが上げられますが、その点で現状はどうなっているでしょうか。現在では今のところ、いわゆる流通関係の倉庫などはありますが、それでは、工場などとは違って雇用等でもやはり十分な効果が上がっていないのではないかというふうに思います。そして、きのうの議論からも誘致にはかなりこの地域は不利な条件が多く、なかなか困難なことが明らかになりましたが、今後どのような対策をとっていくのか、きのうの議論もありますが、もう一度確認をしたいと思います。

二つ目として、中小零細企業の支援策についてであります。

愛西市は、この地域の特性から、先ほどの話でもありますが、やはり外からの企業誘致より も市内の企業や商工業者、農業従事者などを支援し、地域の産業興し、活性化を図ることに力 を入れるべきではないでしょうか。

現在、市の商工政策としてやられているものとしてはあまりありませんが、その数少ない中で、市内の多くの零細業者の対策として、市は小規模事業者登録制度を実施しています。ただ、前回も質問しましたが、登録しても市から仕事が回ってこないという声をよく聞きます。制度を使った受注を活用するように各課に指示をしているということで、その点ではふえているとは思うんですが、その成果がやはり見えてきません。前回の質問の中でも発注額などを明らかにするように求めてきましたが、そのときは年度途中で集計ができないとのことでした。今回、やはりこの発注額などを示してこの成果をはっきりとしていただきたいと思います。そして、

その成果と課題を明らかにし、その次の対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、住宅リフォーム助成などの支援策について質問します。

住宅リフォーム助成は愛知県内の自治体では行われていませんが、全国では今83自治体が行っております。例えば広島県の三次市では、市内業者に施工することを頼むことを条件に、工事費の10%、上限10万円の助成を行いました。2006年には62件で、補助額は600万円、予算いっぱいですが、工事額が1億2,880万円、いわゆる20倍以上の経済効果を生んでいます。今年度はこの三次市では、緊急経済対策として予算を2,200万円に拡大し、限度額も20万円に引き上げて今実施をされています。こうした経済効果も確かに上がる、また業者支援にもなるこうした制度をぜひとも実現していただきたいというふうに思います。

そして地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用についてです。

今回の政府の予算決定で、総額1兆円、市町村には6,000億円程度の交付金が払われることになりました。その使途としては地球温暖化対策、自治体や公立高校等への太陽光パネルの設置などや、少子・高齢化社会への対応としての介護施設の緊急整備、保育所施設の整備、三つ目として安全・安心の実現として消防・防災資機材の整備や救急救助体制の整備等、さらにその他として、かなり使い勝手のいいものになったというふうに聞いています。そして、愛西市に対する交付金の算定額も、試算では4億8,000万円というふうになっています。これは津島市の1億9,800万円や弥富市の1億7,800万円と比べてもかなり大きく、稲沢市で4億2,500万円ですからそれ以上という、かなり大きな額になっています。これは愛西市が合併をしたということで、その合併算定の経緯もあってこれだけの額が回ってくるような話であります。そうした基金をこうした経済対策にしっかりと使っていくことが必要でありますが、この通達の事務連絡等では、経済危機対策においては地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請するというふうになっています。やはり地域経済にとって波及効果の高いそうした対策を行ってほしいと思いますが、どのように活用するのかお尋ねをいたします。

そして、振興策の三つ目として、市の地域経済振興策の確立をということであります。

このような事業者支援だけではなくて、やはりさきに述べたように、市内の企業や商工業者、農業を含めた地域の産業興しや活性化を図っていく、そういう施策の確立が本当に必要だというふうに思います。その点では、これまでも、例えば地域の企業や業者の方々の振興に地域経済振興条例の制定の件や、あるいは、本当に今の愛西市においての商工政策、あるいは産業政策をしっかりと見きわめていくためにも、まず市内の事業所等の調査をしっかりとやるように求めてまいりました。その点について市は大変消極的でありますが、やはりこうしたことをしっかりとやることが必要ではないでしょうか。愛西市はなかなか小さい市だということで、職員の今の体制の中ではなかなか調査等ができないということがあるかもしれません。それならばそれで、やはりそうしたことができるところと協力をしながらやっていくことも必要ではないかと思います。そういう点で、例えば大学の研究室などと連携した調査や政策の確立をしてみてはどうでしょうか。この近隣でも、例えば岐阜大学や岐阜経済大学、あるいは愛知県内の大学においても、今、地域経済やあるいはまちづくりなどの研究室はたくさんあります。そう

したところのゼミや研究室と協力をして、こうした愛西市の産業、地域おこしや産業興し、まちおこしといったことについての検討をしていくことができると思いますので、ぜひともそうした検討をお願いしたいと思います。

さて、二つ目として、生活支援対策についてであります。この点についてもこれまでも何度 も質問をしてまいりましたが、今回も行います。

今、経済状況はやはりなかなか回復しません。一部には景気は底を打ったというような楽観的な話もありますが、失業率は依然悪化しており、やはり市民の皆さんの生活も全く改善されるどころか、ますます厳しくなっているのが現実ではないでしょうか。そうした点で、やはりこの愛西市の今の市民の皆さんの生活をしっかりとつかんでいくことが必要でありますが、その点で、市民の皆さんの市税などの納付の現状や、あるいは生活保護の状況などについてまずお尋ねをします。市税や国保税、水道料金、保育料などの公共料金も含めた納付の状況は今どうなっているでしょうか。また、せっかく定めました国民健康保険の医療費減免、これも今本当に使われているのでしょうか。さらには、こうした本当に今生活が大変になる中で、市民の皆さんの納付相談などはどういうふうになっているのでしょうか。さらには、生活保護受給の現状はどうなっているのか、まず質問をしたいと思います。

二つ目として、こうした市民の皆さんの生活が大変な中で、やはり市税や国保税など支払い 猶予や減免などの制度の拡充や対応を丁寧にやっていくことが、本当に今求められているので はないでしょうか。

つい最近も相談を受けたのですが、会社で働いておられる給与所得者の中でも、今、国民健康保険に入っている方がたくさん見えます。市税については前年度所得が200万円以下であれば、ことしの収入が2分の1以下になるような状況が見込まれれば減免などの制度がありますが、しかし国保税についてはそれはありません。失業するか、あるいは会社が倒産するか、あるいは事業をやめてしまうか。そうしなければそういう対応ができないような今の現状はやはり問題があると思います。せめて市税と同じように、国保税についても減免の対象を広げていくような努力が必要ではないかと思いますが、その点ではどうでしょうか。

さらには、本当に納付相談の充実をしっかりとやっていくことが必要でありますし、さらに は生活保護などの適用も柔軟に対応していくことが必要ではないでしょうか。滞納処分の執行 停止や徴収猶予なども検討できないものでしょうか。

さらには、生活保護の問題でも、今本当に大変なのは、例えば事業者の方でも経営が成り立たなくて生活ができない。しかしそれでも、工場や家などの資産があるためになかなか生活保護が受けられないというような現状があります。あるいは農家の高齢者世帯などでも、年金だけで生活がやっていけないにもかかわらず、田畑などの資産があるためになかなかそうしたことが受けられないというような現状もあります。やはりそうしたことに対する柔軟な対応が今本当に求められていると思います。

そして三つ目に、減免制度やあるいは相談の周知徹底の問題です。前回の質問の中でもホームページなどでしっかりと周知をすべきではないかという話をしたときに、ホームページに載

せますという話でした。これから市税の徴収が始まりますけれども、そうした中で、ホームページでどのように載っているのかということを確認しましたが、検索をかければ減免の制度が出てきますけれども、いわゆるホームページ、愛西市のサイトの一番最初のところからたどっていくという形では、この減免の制度のところまで到達することができませんでした。このような状況ではやはり大きな問題があります。ぜひとも改善をしていただきたいと思います。

また、広報や、あるいは市税などの納付通知書を送るときにこうした減免制度の紹介や、あるいは納付に対する相談などの紹介など積極的な周知をしていくことが今本当に求められているのではないでしょうか。

以上の点についてこの壇上からの質問とします。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

それでは私の方からは、まず地域経済振興政策のうちの企業誘致の現状と今後の対策と題してお聞きの点についてお答えをさせていただきます。

県派遣職員による誘致活動の成果ということでお聞きでございますけれども、この派遣職員につきましては、愛知県の産業立地政策にかかわる関係課とのパイプ役になっていただきました。愛西市の土地利用構想におきましての指導、アドバイス、そういったものをしていただきました。具体的には、ことし3月に作成をしました都市計画マスタープランの作成に関係してや、それから土地利用構想の策定等にお力添えをいただきました。また、都市計画法の改正や愛知県の開発審査会基準の改正により開発許可制度の大きな見直しが行われたわけでございますけれども、それに伴いましての弥富インター周辺等の市街化調整区域のいわゆる産業立地が図れるような施策においても、積極的に指導やら助言やらをいただいたことが成果ではないかなあというふうに思っております。

2点目の、今後の対策ということでお聞きでございますが、きのうも実はほかの議員の方にお答えをしておりますけれども、昨年の7月に愛知県が、県内の産業振興を図るために、一団の土地が確保しやすい市街化調整区域の開発審査基準を改正いたしました。これによりまして、新たに工場立地の開発許可基準を改正することに加え、改正する前に比べると企業立地が図りやすくなったんではないかなあと思っています。そうしたことを踏まえまして、愛西市としましては、今後この制度を活用し、都市計画マスタープランに産業ゾーンと位置づけてございます地域に企業立地を図り、企業集積が進めていけたらなあというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〇企画部長 (石原 光君)

それでは2点目の中小企業支援についての、その一つ目といたしまして、小規模事業者登録制度の成果と課題という御質問をいただいておりますのでお答えをさせていただきたいと思います。

この制度の関係につきましては、既に御案内をしておるとおりでございまして、愛西市からの発注は、原則といたしまして、入札参加資格申請の提出がされている業者さんが前提となっておるのが現状でございます。それで、平成20年度からこの入札参加資格申請が、紙による申

請からインターネットを使った電子申請に変更になったわけでございます。それで、随意契約の範囲で取引のある、いわゆる小規模事業者さん、こういった事業者さんにとってその電子申請の対応は大きな負担となることから、紙媒体で申請もできる登録制度、こういったものを制度化いたしまして、そういった一方では負担軽減に寄与しているというふうに考えております。また、一方で、発注する市側にとりましても、業種別に市内の小規模事業者を把握することで、市内業者さんの選択が容易になると。最終的には地元の経済振興に通ずる、そういったものに通ずる、それがその成果ではないかというようなとらえ方をしているのも事実でございます。

ですけど、今、議員の方から御指摘がございました、その実態ですね。いわゆる愛西市がこれを導入してから2年目になるわけでございますけれども、以前にもそういった実態はどうだと御質問いただいた経緯がございます。ただ、その時点ではまだまだそういった実態の掌握しておりませんというような回答もしておりますけれども、いずれにしましても、これが2年目を迎える中で、先ほど御指摘がございました、実際その発注の状況がどうなっているのかというものが当然市としても把握しなければならないというふうに考えておりますので、発注担当課といいますか、発注、契約はそれぞれの担当担当で行っておりますけれども、そういったものも踏まえて、一度この実態的なものはつかんでみたいというふうに考えておりますし、若干時間をいただくことになりますけれども、そういったものをまとめた上に、また何らかの形で御報告ができるんじゃないかなというふうに思っています。いずれにしても、そういった実態調査については一度取り組んでみたいというふうに考えております。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

私の方は、住宅リフォーム助成などの支援策についてと題してお聞きの点にお答えをさせて いただきたいと思います。

これにつきましては、昨年12月議会、真野議員さんからの御質問にもお答えをしておりますとおりで、現時点においてもその考えは変わっておりません。したがって、住宅リフォーム助成などの支援については、当愛西市としては現段階では考えておりません。よろしくお願いをいたします。

〇企画部長(石原 光君)

それでは、3点目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用の関係でございますけれども、この交付金の額につきましては、議員の方から今4億8,000万というような数字、試算額でございますけれども、そういった額で愛西市の方にも数字的なものは示されております。それで、現在この交付金の活用について各課に照会をかけておりまして、最終的なまとめができておりません。現在、進行中でございます。それで、この交付金の実施要綱にも、先ほど議員が御発言にございましたように「活用に当たっては地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する」と、また一方では国の方からそういった通達も流れてきております。これはつい先日幹部会があったわけでございますけれども、その通知の写しを各部長の方へも配付したと。趣旨を当然理解してそういった実施計画に反映できるような事業というものを選択して上げてくださいというような話もしたところでございます。ですから、当然こうした点も配慮しなが

ら、先ほど申し上げましたように、今ちょうど取りまとめ中でございますけれども、そういった考え方で実施計画、これは当然作成しなければなりませんので、そういったものに計上するような形で今進めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

それでは3点目の、市内事業所の調査、それから大学研究室などと連携した調査・政策の確立と題してお聞きの点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の市内事業所の調査の関係ですが、これも先ほどと同様でございまして、議員の昨年12月議会において御質問がありまして、そのときもお答えをさせていただいておりますけれども、当愛西市としては、市の商工会において、いわゆる会員企業はもちろんのことでございますが、非会員企業も、商工会会員の勧誘を兼ねて、いわゆる小規模事業者実態把握、さらには保証協会などの緊急金融対策支援制度の周知を目的といたしまして、巡回指導の強化で取り組んでいただいております。県の補助金要綱にも沿った形で経営指導員の巡回指導が義務づけられておりまして、それに従って商工会の方は動いておみえになるわけでございますが、当愛西市につきましても、その県費の補助裏分として応援をさせていただいておりますので、そちらの商工会の方の情報を得ながらというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

それから、実は2点目の件については、6月4日、真野議員さんに質問の要旨をお伺いした 折に少しお話がございましたけれども、質問趣旨の中でも述べておみえになりましたが、大垣 市が岐阜大学の方と連携をとってやっているようだ。一度聞いてみてくれんかということをお 話しいただきまして、私、早々大垣市役所の方へお電話をさせていただいてお聞きをいたしま した。実際、市街地等というお話がございましたが、その点だけではなくて、一応、大垣市と 岐阜大学の中での連携をとっての作業といいますか、そういった動きはないということでござ いましたので、その御報告をもって御答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いいたし ます。

〇総務部長(水谷洋治君)

私の方からは、市税などの納付の現状等について御答弁をさせていただきます。

まず、20年度の納付状況についてでございますけれど、市民税におきましては調定額が38億8,381万9,649円に対しまして、収入済額といたしましては37億8,925万4,781円ということで、収納率といたしましては97.57%でございます。前年度と比較をいたしまして0.13%の減額となっております。

次に固定資産税でございますけれども、調定額におきましては35億5,372万5,000円に対しまして、収入済額といたしましては34億6,391万9,309円でございまして、収納率といたしましては97.47%でございます。ちなみに、前年と比較いたしまして0.02%の増となっております。

軽自動車税につきましては、調定額が1億5万3,500円に対しまして、収入済額といたしましては9,782万7,400円でございまして、収納率といたしましては97.78%、前年度と比較いたしまして0.32%の減となっております。

相対的に見まして、市民税と軽自動車税の収納率が若干減少をいたしましたが、固定資産税につきましては微増という状況下でございました。

次に納付相談の関係でございますけれど、20年度に納付相談を受けましたことにつきましては、状況について、退職されたり、他に支払いがあったりして一度に払うことが困難な理由等によりまして、個人市民税におきまして分割納付申請は63人の方の取り扱いをさせていただきました。

次に、御質問では猶予関係をお尋ねでございますけれど、徴収猶予に該当する場合におきましては、納税者の方々の申請によりまして徴収が1年に限り猶予がされます。ただし、最初の猶予期間と合わせまして2年を限度に延長される場合がございます。納税者からの納付相談がされた場合におきましては、収入及び生活状況をお聞きいたしまして、猶予を前提に進めるのではなく、納税できる額を分割で納めていただくようお話をさせていただいておるところでございます。ちなみに、猶予実績としてはございません。

次に、制度の拡充とか充実というようなことでございますけれど、減免実績といたしましては、平成20年度におきましては217件ございまして、税額にしますと183万4,900円となります。また、減免規定の拡充でございますけれど、先ほど議員が申されましたように、私ども現体制で考えていきたいというようなことで、現在の見直し等のことは思っておりません。

それから、制度の周知の関係でございますけれど、先ほど議員が言われました愛西市のホームページでというようなことでございましたですけど、私どもといたしましては、今年の6月2日に市民税等の減免等に関する規定の概要を載せさせていただきました。非常に検索がしにくいというお話でございましたですけれども、私もこのように出させていただきました。いずれにいたしましても、このような周知をしたわけでございますので、非常に困ってみえる方については御遠慮なく申請書等提出をしていただいて進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

私の方からは以上です。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

それでは、私の方から国保税の関係について答弁をさせていただきます。

国保税につきましては、平成20年度分についてでございますが、調定額が17億3,578万3,900 円に対しまして、収納額でございますが16億1,824万1,650円ということで、率にいたしまして 93.23%でございます。対前年比マイナスの0.91%ということになっております。

あと医療費の減免の現状でございますが、こちらにつきましては申請件数はございません。 納付相談につきましては、窓口とか電話等において相談を受けておりますが、平成20年度に つきましては74件の相談を受けております。

あと減免制度の拡充ということでございますが、こちらにつきましては、現行の制度の中で 行わせていただいておりますが、個々御事情がありますので、窓口によってそれぞれ相談をさ せていただいて、対応をさせていただいているのが現状でございます。以上でございます。

〇上下水道部長 (飯田十志博君)

水道料金の納付状況についてお答えをさせていただきます。

平成20年度でございます。調定額が4億3,737万7,370円で、収納額が4億2,412万830円でございます。収納率としまして96.97%でございます。

減免等につきましては、水道としては考えてございませんので、よろしくお願いいたします。

〇福祉部長(加賀和彦君)

それでは私の方からは、保育料の納付状況と生活保護の受給の状況、柔軟な対応をということでお答えをさせていただきたいと思います。

保育料の関係でございますが、平成20年度の滞納の保護者数については37名で、309万4,300円ということでございます。こちらにつきましては、19年度の途中から口座引き落とし、今までは保育園を通じて徴収をしていたものを、口座引き落としにした関係で少し滞納がふえてきたということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから生活保護の受給の状況でございますが、平成20年4月1日現在が110世帯で、その1年後の平成21年4月1日現在では111世帯ということで、1世帯の増ですが、年度途中には116世帯というところまでいきましたが、2月下旬から3月上旬にかけまして転出ですとか死亡等がございまして111世帯になったものでございます。

相談件数等は従来より69件ということでふえている状況でございますが、こちらの方の相談につきましては、やはり高齢の方で病気等により勤めることができなくなって、蓄えが底をついたというようなことでございます。

それから、生活保護の適用について柔軟な対応をということで、自営業者の方で資産がある場合にはなかなか生活保護は受けられないとか、農家で田畑があって生活保護が受けられないというようなお話でございますが、やはり資産については活用していただくということが原則になっております。資産があっても生活保護にするということになりますと、その資産は残るわけでございますので、一方でそういった生活保護を受けながら資産が温存されるというような逆転現象みたいなことになりますので、やはり活用していただくことが原則になろうかというふうに思います。愛知県の社会福祉協議会では長期生活支援資金の貸し付け制度というのを設けておりまして、例えばお住まいの不動産を担保に生活資金をお貸しすると。お返しになるときには売却をして返済をしていただくというようなことが条件になるわけでございますが、そういった制度も設けておりますので、私どもとしては相談を受ければそういうことも紹介をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〇収納担当部長(水谷 正君)

それでは、私の方からは納付相談の状況と滞納処分の執行停止や猶予というのの御答弁をさせていただきます。

納付相談の状況でございますが、日常、職員がお邪魔をして対応させていただいておりますが、ただ、本当にお困りの方とそうでない方などいろいろな見分けがあろうかと思いますが、 収納課といたしましては、そういう面接の中で対応しているのが現状でございます。面接を通 じまして、滞納処分をすることによって生活を窮迫させるおそれがあるかどうか考慮しながら 納税指導を行い、一度に納められない方につきましては分納誓約書をとるなどして、早期完納 に向けて滞納の減少に努めております。

次に、滞納処分の執行停止についてでございますが、地方税法第15条の7の第1項第1号から第3号の規定によりまして、19年度が1,155件、1億2,646万6,866円、20年度でございますが1,437件で、1億2,952万5,931円を不納欠損しております。以上でございます。

〇11番(真野和久君)

それでは最初のところから、もう一度質問を行ってまいります。

一つ、まずは企業誘致の問題ですが、きのうの議論の中でもありましたが、なかなか誘致が難しいというお話もありました。そういう点で、これまでの4年間の誘致活動の中で示された、わかってきたいわゆる課題といいましょうか、問題点といいましょうか、そうしたものについて説明をお願いできますか。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

課題といいますか、実はこれも県の派遣職員がおっていただいたときに行ったものでございますが、愛西市における土地利用のアンケートということで、アンケート調査を、この海部津島地域管内に本社または工場がある企業の方、155社に対して、そういったアンケートを送ってお答えをいただきたいという中で回答が62社あったわけでございます。その結果は、以前お話ししたこともあろうかと思いますが、その愛西市の方に積極的に出たいというような数字というのはかなり低い数字でございました。それはきのう他の議員の御質問等の中にもお答えとして入れさせていただいたかと思うんですが、やっぱり基本的に、交通の便はよくても地盤等が悪いということで、どうしても製造業、精密機械工業関係の方はどちらかというとあまり積極的ではない。したがいまして、現状を見ていただきますと、いわゆる物流センターといいますか、倉庫系統が多くなっているのにもそういったアンケートの結果が出ておるのではないかと思います。そういったことが、課題といってもなかなか解決できるような課題でもないわけなんですが、そんな点があろうかなというふうに思っております。

〇11番(真野和久君)

やはり地理的な条件が悪いということで、きのうでも、いわゆる基盤整備、土地の造成の単価が非常に高いということで難しいという話がありましたし、きょうも今のお話で、やはり水害等の懸念等もあるのかもしれませんが、やはりなかなか製造業等が出てきてくれないというような課題があると思います。そういった点を考えても、今ある愛西市内の産業というものをいかに活性化させていくかということがますます重要になっていくのではないかということが明らかではないでしょうか。そうした点で、先ほどお話をしましたけれども、調査ということが、まず調査をして、そして本当に地域振興、経済振興のために、市として何がやれるのかということをやはりはっきりさせていくことがこの愛西市の経済振興になってくるんではないかというふうに思います。先ほども市長のマニフェストの話がありましたが、特産物をつくっていこうという話がありましたけれども、そうしたことも含めて、今の愛西市の中の産業をいかに発展させていくか、あるいはそこから生み出していくかということが課題でありますので、

そうした点での調査が一番求められているというふうに思います。

その点で、今、部長の方から商工会の方の小規模事業者の実態把握という話がありましたが、 この実態把握の問題というのは、例えばそうしたアンケートとか調査項目などに従った統計的 なものとか、あるいはそうした声などを集めたようなものというのは存在するんでしょうか。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

先ほどの企業の関係のアンケートとはちょっと違いますけれども、個別的に回った中で、業種別にこういった意見が多かったということを御報告させていただいて御答弁とさせていただきたいと思います。

建設業の関係でございますが、仕事はほとんどないが、自分一人の親方でやっているので、 細々とやっている。状況、資金繰り等は悪いんだけれども、借金してまではやっていくつもり はない。

それから、小売業さんの関係で、やはり資金繰り的にきつい。廃業も余儀なくせざるを得ないのではないかなあというふうに考えている。

それから製造業の方ですけれども、これは自動車部品製造業ですが、11月以降受注が半分になった。12月にはまたまたそれ以上の注文が来なくなった。

それから、同じように製造業の関係ですが、やはり11月、12月以後、ぐっと注文が減ってしまった。現在でも、1年前に比べると仕事の量が3分の1ぐらいになっちゃって、もうけのない原価ぎりぎりの、それに近いような状況の中でやりくりをしていると、要するにそういったような声があるというふうに報告を受けております。

〇11番(真野和久君)

非常に個々の業者の方々の苦しい状況がよく出ていると思います。そうした時点での意見の聴取というのは非常に意味があるものだと思いますが、やはり大事なことは、そうしたことをしっかりと集約をすると同時に、統計的にもしっかりと調査をしていくことが今こそ余計に求められているんじゃないかというふうに思いますね。そうした回っていく中だけでも本当に苦境に立っている方々の声がこれだけ聞こえているということは、やはり市全体の中でのそうした調査をやって、その中で本当にそれぞれの業者の方々がどういう形で今後続けていけばいいのか、いけるのかというような要望とかあるいは展望を引き出せるような形の調査をしていくことが、今本当に大事になっていると、ますます思うわけです。そこをやっていくことがやはり大事じゃないかと。本当に、言い方は悪いですけれども、これをやったらどうだろう、あれやったらどうだろうというようなところで、ある意味思いつき的にやったとしてもうまくいくかどうかもわからないし、その辺だけではやはりまずいと。そういうことも大事ですけれども、その辺はやっぱり今の現状をしっかりと把握していくことが本当に大事だというふうに思いますので、その点でちゃんとした調査をぜひとも行っていただきたいと、検討していただきたいというふうに思うんですね。そういったことに対して、市長、そういったお考えは何か検討してもらえないのか、ちょっと答弁をお願いします。

〇市長(八木忠男君)

真野議員の質問にお答えをいたします。

今、担当の方が答弁を申し上げましたが、まさに商工会、あるいはJAのそうした関連、関係の皆さんとも、今後情報交換を密にしていきたいと思っております。

〇11番(真野和久君)

今、いわゆるJA、あるいは商工会といった、今の業者の関係の団体の方々と連携を密にしたいという話でありましたが、ぜひともやってほしいのは、そうしたことを全体的に客観的に把握できるということが本当に大事ですので、そうした点でまた検討をお願いしたいというふうに、ぜひとも要望したいと思います。

いわゆる大学との関係、岐阜大学の話がありましたけれども、たしか岐阜大学だというふうに私も思っていたんですが、それだけじゃなくて岐阜経済大とかそうしたところがいろんな、例えば津島市の調査にも協力しているとかいうようなこともありますので、内容的な問題はともかくとして、そうしたいわゆる地域経済やまちづくりといったようなところの研究をしている教室はいっぱいあります。そういったところの手法とか、言ってしまえばゼミ生などのマンパワーを利用させていただくということも手がないのであればできるというふうに思いますので、そうしたこともまたちょっと考えに入れていただきたいというふうに思います。

それと、今の小規模事業者の実態把握の中の意見でもあらわれていますが、本当に業者の方々は大変苦しい、例えば建設業なんかでも一人親方の方とか、こういう方がこの海部郡内は非常に多いわけで、そうした業者の皆さんをやはり支援をしていくという点でも、例えば先ほど言った住宅リフォーム助成なんかは非常に意味があるというふうに思うわけですね。先ほどの三次市の話でも20倍以上の効果があるわけですから、そうした点では、今、この経済的な苦境に立っている中では非常にやる必要があるような施策ではないかというふうに思います。三次市も、当初は3年間で、3年間しかやっていないんです。2004年から4、5、6と。7年度にもうやめてしまいまして、また8年度からさらに復活というようなことでやっていますので、そういう点でもやはり経済効果があったということもよく理解されていると思いますし、当面、いわゆるお試しみたいな形でやられたということもあると思いますけれども、そうした中でも一たんやっていることもありますので、一度やってみるということも本当に大事じゃないかと。特に今回のいわゆる地域活性化・経済危機対策臨時交付金なども活用できる可能性もありますので、そうしたことの検討をしていただけないかと思うんですが、その点はどうでしょう。

〇経済建設部長 (篠田義房君)

まず、申しわけございません。臨時対策交付金の詳細についてはつかんでおりませんので、 そういう対象になるということがあるかどうかは一遍研究した上で、内部的にいろいろと相談 をしてみたいというふうには思います。

〇11番(真野和久君)

ぜひともよろしくお願いをします。

それと、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の件でありますが、これについては、いつご ろまでに出していくということで考えられていますか。

〇企画部長(石原 光君)

一応先ほど申し上げましたように、今取りまとめ中と。それで、県への実施計画の提出が6月、今月末ぐらい、第1回のですね。それで、できれば中間報告という形で皆さん方の方へも、一応今の現状を、実施計画にまとめました事業内容を中間報告という形で、県へ実施計画書を上げる前に一度内容を見ていただこうかなというようなことも考えております。そういうスケジュールでいきますと、第1次が6月末、それから最終の実施計画書の決定が秋ごろですか。そんなようなスケジュールになってきますので、先ほど申し上げましたように、中間報告という形で一度中身を御報告させていただきたいというふうに考えております。

〇11番(真野和久君)

今、企画部長の方が申されたように、最終的には秋ごろまでということで、若干の余裕はありますので、慌てずにやはりじっくりと本当に効果のあることを検討していただきたいというふうに思います。

それで、その次ですが、小規模事業所対策については、先ほど、ぜひとも調査の方をしたい ということでしたので、ぜひお願いします。

それと、次の2点目の生活支援対策の方に移りますけれども、本当に、各窓口のところではいろんな対応をされて真剣に対応されていると思いますけれども、大事なのはやはり、できればきちっとした減免制度等の制度的なものをつくって、さらにその中でやはり柔軟に親身になって対応してもらうということが必要だというふうに思っています。

一つ確認をしたいんですけれども、市税や国保税などについて、今、現年度分はそれぞれの 課の方で徴収業務をされていて、いわゆる過年度分、昨年度分以前のやつに関しては今徴収員 の方が徴収をするという形になっていますが、現年度分と過去の分についての徴収の関係につ いてどうなっているのかについて説明を、逆でしたっけ。

〇収納担当部長(水谷 正君)

お答えさせていただきます。

現年度、例えばことしですと21年度が始まっておるわけでございます。それで、21年度は原課といいますか、そちらの方が主になって収納課と連携を持って現年度の徴収率アップに努めておるということでございます。そして、来年の5月31日になりますと収納課の方へ現年度も過年度分として来るということで、収納課の方が日常、3班とか夜間徴収等もしてやっておるというのが現状でございます。

〇11番(真野和久君)

徴収員さんは現年度でしたね。

〇市民生活部長 (加藤久夫君)

今の徴収員につきましては国保を主に行っておりますが、国保を回るついでに市税、こちらの方の分もついでがあれば集めてくるということでございます。

ちなみに、ちょっとあれですが、4月末現在の徴収員さんが集められた国保分ですが、現年度分につきましては2,339万3,529円、過年度分につきましては2,106万6,094円、これだけを集

めていただいております。

〇11番(真野和久君)

今の徴収の方法というのは、基本的にまず現年度の方を優先して納めるという形になっていますか。ですね。はい、わかりました。それをちょっと確認しておきます。

それと、先ほどの徴収猶予の話について一つ質問をしたいと思うんですけれども、徴収猶予という実績は多分今までないと思うんですが、なぜこれの話をするかというと、例えば事業者などで融資を受ける際に、やはり税の滞納という問題が非常にひっかかってくることがあります。そうした中で、分割では滞納ですね。そこをやっぱり、いわゆる徴収猶予という形にすることによって、徴収猶予の場合には、例えば県の商工業振興資金融資制度などの関係でいくと、運用についての案内の中では、徴収猶予は、猶予は滞納にならないんですよ。そうした点でも、本当に困っている企業などについては、そうした措置をとっていただくことによって事業を安定化させて、そして支払いをちゃんと確実に税金を払ってもらうというようなこともできるわけですね。だからそうした点で柔軟に親身になって対応していますよということだけではなくて、こうした条件にかかわってくるようなこともありますので、ぜひともそうした徴収猶予というようなことを検討していただきたいというふうに思うんですけれども、その点はどうですか。

〇税務課長 (永田和美君)

現年の関係でございますけれども、現在、先ほど実績がないという部長からの話でございまして、実際の現在の窓口対応でございますが、先ほども話がありましたけれども、やはり猶予されても、要するに次年度になれば2年分の税が絡んでくるということになりまして、必ずしも納税課にとってみて負担が軽減になるということも一概には言えないだろうかなということもございまして、現段階の窓口対応ではやはり分割納付という形で納めやすい形で対応しておる状況で、当面、こういうような形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

〇11番(真野和久君)

その人にとって納めやすいかどうかということ、現状で納めやすいかどうかということではなくて、やはり事業を続けられれば当然税金を納めることができると。だけれども、いわゆる滞納という形になってしまうと、なかなかそうした融資を受けられないというような制限を受けてしまう。そういう場合に、来年2年分になるから大変だから猶予はだめだよと、分割の方がいいでしょうということではなくて、やはりそこは申請される方などの状況に応じてやはり相談に乗って対応すべきではないかというふうに思うんです。幾ら分割で納めた方が納めやすいからといっても、事業そのものがだめになってしまえばさらに悪くなってしまうことになりますので、確かに翌年に回る、あるいは分割、いわゆる換価の猶予などで分割にするということもありますけど、換価の猶予というような手段もあるとは思うんですが、そうした猶予というようなことをやはり対応の一つとして、ぜひとも考えていただきたいと思うんですが、それは、その事業者さんなどの営業とか生活を守っていくと、それを保障しながらやっていくということが大事なことですので、その辺はぜひとも検討していただきたいと思うんですが、どう

ですか。

〇税務課長 (永田和美君)

徴収猶予につきましてはいろんな要件がございまして、まず要件にかなうかどうかということも当然、審査といいますか、見定めなくてはならないと思っておりますので、実際に徴収猶予の対象になり得るような状態かどうかということが一つの目安になろうかと思いまして、そのような該当になるような納税者の方があれば、いろんな柔軟な対応を考えていきたいと思っております。以上です。

〇11番(真野和久君)

ありがとうございます。ぜひとも柔軟に、本当に納税者の方々にとって何が一番いいのかという形をやはりよく聞いていただいて対応していただきたいと思います。

最後に減免の問題ですけれども、私たちが本当に思うのは、こうした公共料金やあるいは税、 国民健康保険税なども含めてですが、やはり大事なことは、収入がどう変わったかということ もそうですし、あと、本当に生活保護基準という最低限の基準から比べてその人の生活が、今 現状がどうなっているのかということが非常に大事になっていると思います。いわゆる例えば ワーキングプアと言われるような若者とか、あるいは本当に生活保護基準以下の年金生活者の 方とかってたくさん見えるわけですね。そういった方々の生活を守り支援をしていくというこ とになってくると、そうした公共料金や税などの徴収に関しても、やはり生活保護基準などを しっかりと基準にした減免とか対応ということが本当に大事になってくるというふうに思いま す。例えば前年度の所得が生活保護の1.2倍とかそういう形などというのも一定の基準になっ てくると思いますので、そうした点も、今後のこれからの制度を検討する中ではぜひとも検討 していただきたいというふうに要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございまし た。

〇議長(加賀 博君)

これで11番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 〇議長(加賀 博君)

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月23日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時55分 散会